

大学発新産業創出プログラム START

Program for Creating START-ups from Advanced Research and Technology

平成30年度

社会還元加速プログラム SCORE

Program of Start-up incubation from COre REsearch

公募要領

1次申請（セミナー・ワークショップ参加申込）

締切：6月 5日（火）正午

2次申請（審査申込）

締切：6月25日（月）正午



平成30年4月

目 次

1. 大学発新産業創出プログラム(START)	1
1.1 大学発新産業創出プログラム(START)の目的	1
1.2 START の流れ	2
1.3 START 社会還元加速プログラム(SCORE)【今回の公募対象】の位置づけ	2
1.4 ダイバーシティの推進について	3
1.5 社会との対話・協働の推進について	4
1.6 オープンサイエンス促進に向けた取組について	4
1.7 公正な研究活動を目指して	5
2. 社会還元加速プログラム(SCORE)の概要	7
2.1 趣旨	7
2.2 対象となる研究開発	8
2.3 応募の要件	8
2.4 参画者の要件について	9
2.5 研究機関の責務等	10
2.6 公募期間	12
2.7 SCORE の進め方・流れ	12
2.8 SCORE の管理・運営	17
2.9 研究代表者の責務	18
2.10 採択予定件数・事業規模	18
2.11 研究開発費	19
2.12 研究開発費として支出できない経費	21
2.13 研究開発の推進に関する留意事項	21
2.14 EDGE-NEXT について	25
2.15 審査方法、結果通知等	25
3. 申請について	26
3.1 対象となる研究開発	26
3.2 申請要件	26
3.3 選考方法	26
3.4 公募期間	26
3.5 申請書の提出方法	26
3.6 申請書一覧	27
3.7 審査の観点例	29
4. 応募に際しての注意事項	48
4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	48

4.2 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて	49
4.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置	50
4.4 不正使用及び不正受給への対応	52
4.5 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について	54
4.6 人権の保護および法令等の遵守への対応について	57
4.7 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	58
4.8 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力	59
4.9 研究者情報の researchmap への登録について	60
4.10 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について	60
4.11 研究設備・機器の共用促進について	60
4.12 JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について	62
5. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について	63
5.1 e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について	63
5.2 e-Rad による応募方法の流れ	65
5.3 具体的な操作方法と注意事項	66
Q&A	76

1. 大学発新産業創出プログラム(START)

1.1 大学発新産業創出プログラム(START)の目的

今日、日本の科学技術イノベーションの創出に資する大学等※¹の研究成果の既存市場への展開による事業化については、事業会社やベンチャーキャピタル等の取組により、その展開が図られています。一方、リスクの高い新規マーケットへの事業展開・新産業創出については、既存企業等の多くが、リスクの比較的低いコアビジネスに関連する技術の事業化を主とするため、十分に行われていないのが現状です。この革新的技術による新規マーケットへの事業展開・新産業の創出を考えるにあたり、大学等発ベンチャーの役割は重要です。大学等発ベンチャーは既存企業ではリスクの取れない技術を活用するため、イノベーションの担い手として期待されています。しかしながら、大学等発ベンチャーが担う技術はアーリーステージゆえにリスクが高い上、実用化されるまでに長い時間を要するため、昨今の日本経済の停滞により大学等発ベンチャーに対する投資は敬遠される傾向にあります。現在の日本には、新産業・新規マーケットを開拓するための十分なシステムが存在せず、科学技術イノベーションによる新規マーケットや新産業の創出が困難な状況です。

このような日本の現状を踏まえ、「大学発新産業創出プログラム(START)」(以下、「START」と記載する。)では、事業化ノウハウを持った人材(以下、「事業プロモーター※²」という。)を活用し、大学等発ベンチャーの起業前段階から公的資金と民間の事業化ノウハウ等を組み合わせることにより、リスクは高いがポテンシャルの高い技術シーズに関して、事業戦略・知財戦略を構築しつつ、市場や出口を見据えて事業化を目指します。

START では、大学等の研究成果の社会還元を前提として、以下の視点を踏まえつつ、産学官に金融機関を加えた、産学官金が連携して持続的な仕組みとしての大学等発日本型イノベーションモデルの構築を目指します。

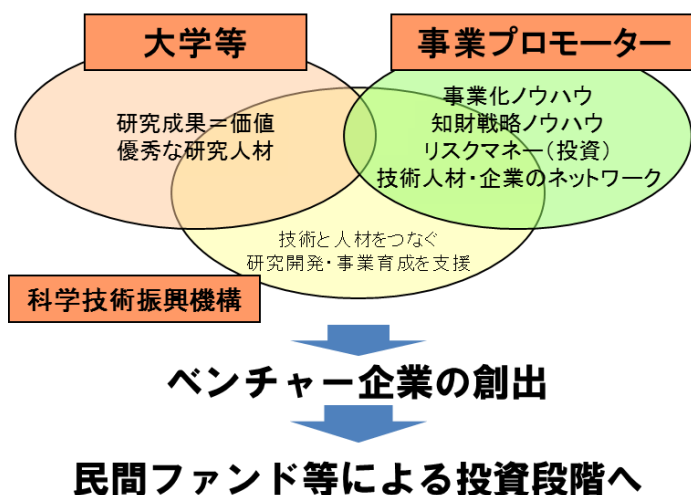
- ・ 大学等の革新的技術シーズを基にグローバル市場を目指す
- ・ 既存企業ではリスクを負えないポテンシャルの高い技術シーズの事業化に挑戦する
- ・ シード・アーリー段階にも民間資金を呼び込むことにより、基礎研究と事業化の間に存在する研究開発の死の谷を克服する
- ・ 関係者が一定のコストを負担しつつコストに見合うメリットを得ることで持続的なシステムを構築する

※1 大学等・・・本制度においては国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人(国立研究開発法人、地方独立行政法人含む)等を指します。企業価値の高い大学等発ベンチャーの設立支援を目的としているため、企業等は含まれません。

※2 START で活動中の事業プロモーターの詳細は下記のウェブサイトをご参照ください。
<http://www.jst.go.jp/start/jigyos/index.html>

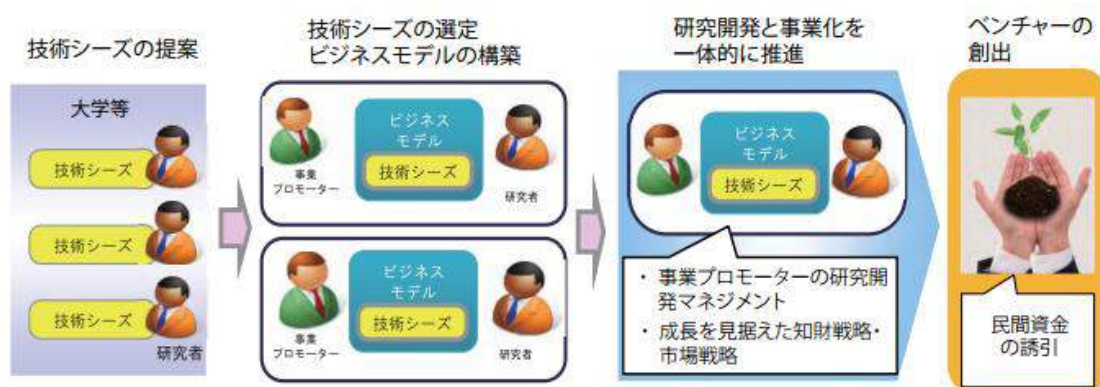
【START の構成イメージ】

START では、大学等の技術と事業化ノウハウを持った人材（事業プロモーター）等をつなぎ、ベンチャー企業の創出に向けた研究開発・事業育成を支援します。



1.2 START の流れ

START では、大学等の技術シーズを基に事業プロモーターが大学等の研究者と共にビジネスモデルを構築します。さらに、事業化に向けた研究開発と事業育成活動を一体的に推進して、企業価値の高いスタートアップの創出を目指します。



1.3 START 社会還元加速プログラム(SCORE)【今回の公募対象】の位置づけ

社会還元加速プログラム（以下、「SCORE」と記載する。）は、成長ポテンシャルの高い大学等発ベンチャー企業の創出を促進するため、優れた技術シーズの社会還元を加速、充実させることを目的とします。優れた技術シーズをもとにしたビジネスモデル仮説の立案、及び実践的な検証を行い、起業や START への申請に繋げて社会還元を加速させるための支援制度です（平成 29 年度から開始）。

1.4 ダイバーシティの推進について

JSTはダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JSTは、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JSTは女性研究者の積極的な応募に期待しています。JSTでは、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JSTはダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通してSDGs等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JSTのダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構
副理事 人財部ダイバーシティ推進室長 渡辺美代子

JST では、研究者がライフイベント（出産・育児・介護）に際し、キャリアを中断することなく研究開発を継続できること、また一時中断せざるを得ない場合は、復帰可能となった時点で研究開発に復帰し、その後のキャリア継続が図れることを目的とした、研究とライフイベントとの両立支援策（当該研究者の研究・開発の促進や負担軽減のために使用可能な男女共同参画費の支援）を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。詳しくは以下の Web サイトをご覧ください。

JST ダイバーシティの取り組み

<http://www.jst.go.jp/diversity/index.html>

CREST・さがけにおけるダイバーシティ推進に向けた取り組み

<http://www.jst.go.jp/kisoken/crest/nadeshiko/index.html>

1.5 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1件当たり年間3,000万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

（参考）「第5期科学技術基本計画」

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

1.6 オープンサイエンス促進に向けた取組について

JST ではオープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成29年4月に発表しました。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。JSTの研究開発実施事業に参加する研究者は、本方針に沿って適切に研究成果を取扱っていただきます。

詳しくは以下の Web サイトをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/index.html>

1.7 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりには自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

科学技術振興機構（JST）は、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JST は研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JST は誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JST は研究不正に厳正に対処します。
4. JST は関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口道成

研究活動の不正行為及び研究費の不正使用に対して、JST は以下の措置をとっています。本事業に参加する研究者及びその所属研究機関は、これらへのご対応をお願いします。

1) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本制度への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、交付申請手続きの中で、実施責任者は、本制度への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解

したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

以上について、詳しくは、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」(48 ページ)を参照いただき、速やかに対応ください。

2) 研究費の不正な使用等に対する措置

本事業において研究費の不正な使用等が行われた場合には、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還の措置をとります。また、不正の内容等に応じて、本事業および、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）への申請および参加資格の制限措置をとります。

3) 研究機関における研究費の管理・監査体制の整備および不正行為等への対応に関する措置

研究機関は、自身の責任において研究費の管理・監査の体制を整備すること、研究費の適正な執行及びコンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講ずることが必要です。また、不正行為等に係る告発等があった場合は、所定の調査等を行い、JST への報告が必要です。これらの対応に不備がある場合、間接経費の削減の措置をとることがあります。

詳しくは、「4.5 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について」(54 ページ)をご参照ください。

4) 研究活動の特定不正行為に対する措置

研究活動の特定不正行為（捏造、改ざん及び盗用）が認められた場合、その内容に応じて、研究の中止、研究費の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置をとることがあります。また、特定不正行為に関与した者について、不正の内容等に応じて、本事業及び国の他の競争的資金制度への申請および参加資格の制限措置をとります。

詳しくは、「4.5 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について」(54 ページ)をご参照ください。

【参考】

以上の措置は、関係する国の指針類を踏まえつつ、本募集要項及び研究機関との委託研究契約に基づいて実施しています。関連する国の指針類のうち主なものは、以下の通りです。

- ・「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日（平成 24 年 10 月 17 日改正）競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日（平成 26 年 2 月 18 日改正）文部科学大臣決定）
- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）

2. 社会還元加速プログラム(SCORE)の概要

2.1 趣旨

START では大学等発ベンチャーの創出を通じた大学等の研究成果の社会還元を狙いとしており、事業化ノウハウを持つ事業プロモーターが大学等の技術シーズのデューデリジェンス※¹を実施し、事業化支援を行う技術シーズを選定し、事業育成を行います。

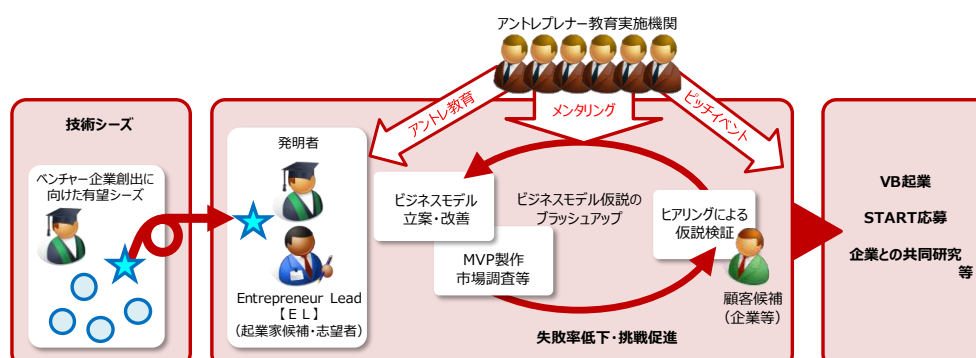
SCORE では、研究者やアントレプレナー志望者(EL※²)等が、リーンスタートアップ手法等のベンチャー起業・成長に有益な知識を実践的に学習し、研究開発成果の事業化を通じた社会還元を加速します。

ベンチャーの成長力やリスクマネー獲得の可能性などを高めるため、自らの技術シーズを元にして実用検証可能な最小限の試作品(MVP※³)を製作し、想定顧客等の評価を受け、得られた評価結果や社会ニーズを、次に行う研究開発の方向にフィードバックさせることで想定ビジネスモデル仮説を現実化、高度化させます。この事業化に向けた改善サイクルを繰り返し、ビジネスモデル仮説のブラッシュアップ(具体化、精緻化)を行う経験を通して、ベンチャーに必要な能力の向上やネットワーク形成も図ります。また、MVP を評価できる想定顧客企業の仲介や、起業に関わるネットワーク形成等にあたり、メンター等の助言や協力を効果的に得る支援体制も構築することも目標とします。

※1 買収・売却の対象となる企業や事業の価値に対する収益性やリスクの面からの詳細な審査をデューデリジェンスといいます。START においては技術シーズの価値を事業プロモーターが評価し、大学等と協働で計画を作りこむことを意味します。

※2 本事業において、EL とは Entrepreneur Lead (アントレプレナー志望者、候補者)の略称を意味します。研究代表者の技術を基にした起業化の展開において、ビジネスモデルの仮説立案、顧客候補へのヒアリング、ビジネスモデルの検証等の活動を中心的に行う者。学内外を問わず、研究代表者と二人三脚の協働で活動を行える者を想定しています。

※3 本事業において、MVP とは Minimum Viable Products (実用検証可能な最小限の試作品)の略称を指します。完全な製品を目指す開発手法と異なり、事業仮説の検証が目的なので最小限の機能に絞った試作物等を指し、必須機能が欠如していても事業仮説の検証ができるものを想定しています。



2.2 対象となる研究開発

SCORE では、以下の条件を満たす分野における研究開発を対象とします。ただし、顧客評価に先立って許認可等が必要な技術分野は対象外とします。

- ・ MVP を期間内に顧客候補に 1 回以上提示可能な技術分野。
- ・ MVP の安全な顧客評価が可能な技術分野。

(参考例)

- ・ IT、情報通信 (IoT、ビッグデータ、Fintech 等を含む)
- ・ 自然科学分野 (新材料、環境エネルギー、先端計測等を含む。薬事法等の規制対象外の分野)
- ・ その他 (ものづくり、サービス等)

2.3 応募の要件

応募に当たっては、以下のア)～カ) を全て満たしていることが応募の要件となります。

- ア) 申請の核となる技術シーズ (特許権 (出願中を含む)、プログラム著作権等) (以下「原権利」という) を利用したベンチャー企業の設定、事業化等により、研究成果の社会還元を目指していること。
- イ) 申請時点において、研究代表者が原権利を有する、その発明者である、もしくは発明に関わった者であること。もしくは、研究開発中に原権利を形成する目処があること。
- ウ) 原権利は「JST が関わった事業により創出されたもの」又は「ベンチャー企業の創出に向けた高い潜在性を有するもの」であること。
- エ) 原権利については、本支援を通じて創出されるベンチャー企業の実施に関してその原権利の発明者、原権利が帰属する機関等の同意が得られていること。
- オ) 研究代表者と EL を含むチーム体制 (以下、「研究開発チーム」という。) を構築できること※¹ (主たる共同研究開発者 (公募要領 2.4 3)、一時的にチーム活動を支援するその他参画者 (公募要領 2.4 4) を加えることも可能)。研究代表者が意欲と決意をもって EL の活動に参加できる場合は研究代表者が EL を兼ねることも可能とする (EL 活動を行うエフォート※²を十分に確保できることを必須とする)。
- カ) 平成 30 年度第 4 四半期に開催予定の DemoDay※³でビジネスモデル仮説および MVP を発表できること (研究開発チームのビジネスモデル仮説と製作した MVP をプレゼンテーションし、START の事業プロモーター等への説明を実施する。必要な知的財産権は発表までにあらかじめ確保できていること。ただし、非公開とすべき技術がある場合は、事前相談により非公開とすることも可)。

※ 1 SCORE での活動を進めていく中で、チーム力の向上に適したメンバーの追加等、チーム体制の変更を随時図って頂くことも可能です。

※ 2 エフォートの定義については 50～51 ページを参照ください。

※ 3 この DemoDay での説明は競争的資金制度における研究開発評価ではありません

ん。SCORE における事後評価は別途実施します。START「プロジェクト支援型」における事業プロモーターによるデューデリジェンスも別途実施となります。

2.4 参画者の要件について

1) 研究代表者

自らの技術シーズ（原権利）の社会還元に向け、SCORE の支援で事業育成を加速することを望む者であり、SCORE 実施期間中に MVP 製作等の事業育成に係る研究開発を中心的に行う者。

研究代表者は以下の条件を満たしていることが要件となります。

- a. 技術シーズ（原権利）を有する者であること。原権利が特許の場合は、その発明者、もしくは発明に関わった者であること。
- b. 申請時及び研究開発期間中に日本国内に居住し、かつ日本国内の大学等に常勤の研究者として所属し、SCORE の実施期間中に中心となって MVP 製作のための研究開発を行い、EL に対して技術協力を惜しみなく提供すること。

2) EL

Entrepreneur Lead（アントレプレナー志望者、候補者）の略称を意味します。研究代表者の技術を基にした起業化の展開において、ビジネスモデルの仮説立案、顧客候補へのヒアリング、ビジネスモデルの検証等の活動を中心的行う者です。

EL は以下の条件を満たしていることが要件となります。

- a. 本事業の全活動に主体的参加が可能で、ビジネスモデルの仮説立案および検証等の活動を中心に行うためのエフォート^{※1}を十分に確保することができること。また、本成果にて起業を行う際にも参画する意思、関心を有していること。
- b. 研究開発の期間中、日本国内に居住していること。
- c. 研究代表者とコミュニケーションをとって協働で活動できること。研究代表者の技術を基にした起業化の展開に興味をもち、研究室内外、学内外を問わずアントレプレナー候補となりうる意欲や熱意を持つ者であること。研究代表者の研究室に所属するポスドクや所属大学 URA 等でベンチャー起業や企業における事業活動経験等が無い者であっても SCORE を通して、アントレプレナー能力の修練を目指す者であればよく、研究機関の了解があれば学生も可能とする。

3) 主たる共同研究開発者^{※2}

研究代表者の所属機関 A と異なる研究機関 B が研究開発費を必要と認められる場合、JST と研究機関 B が委託契約を直接締結します。研究機関 B における責任者を「主たる共同研究開発者」とします。申請時及び研究開発期間中に日本国内に居住し、かつ日本国内の大学等に常勤の研究者として所属し、所属機関 B において、SCORE の実施期間中に中心となって MVP 製作のための研究開発を行い、EL に対して技術協力を惜しみなく提供して

いただきます。本制度で研究代表者が所属する研究機関Aで大学等発ベンチャーを目指すにあたり研究機関Bによる知財等の問題がないこと、かつ、生じさせないことをあらかじめ十分に確認いただき、明確にご説明いただく必要があります。また、委託契約の責務を果たせることが必要です。大学等発ベンチャーの障害とならないことを示せない限り、認められません。

なお、所属機関A、Bいずれにおいても再委託は認められません。

4) その他参画者

一時的にビジネスモデル仮説の策定や MVP 製作等、技術シーズ（原権利）の育成に向けて必要な人材、研究開発の支援に携わる人材等をいいます。

※ 1 エフォートの定義については 50～51 ページを参照ください。

※ 2 委託研究開発契約書において、研究代表者、主たる共同研究開発者を、委託研究開発を中心的に行う者として、「研究開発担当者」として記載します。

2.5 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関（以下、参画機関という。）から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/contract/kisoken/h29/h29s201keiya170401.pdf>

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.5（1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」（54 ページ））。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体

制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.5（3）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」（55 ページ））。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 a.b.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行にあたって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）
- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないように配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。
- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。）
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けることとしました（受講等に必要の手続き等は JST で行います）。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果

たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。

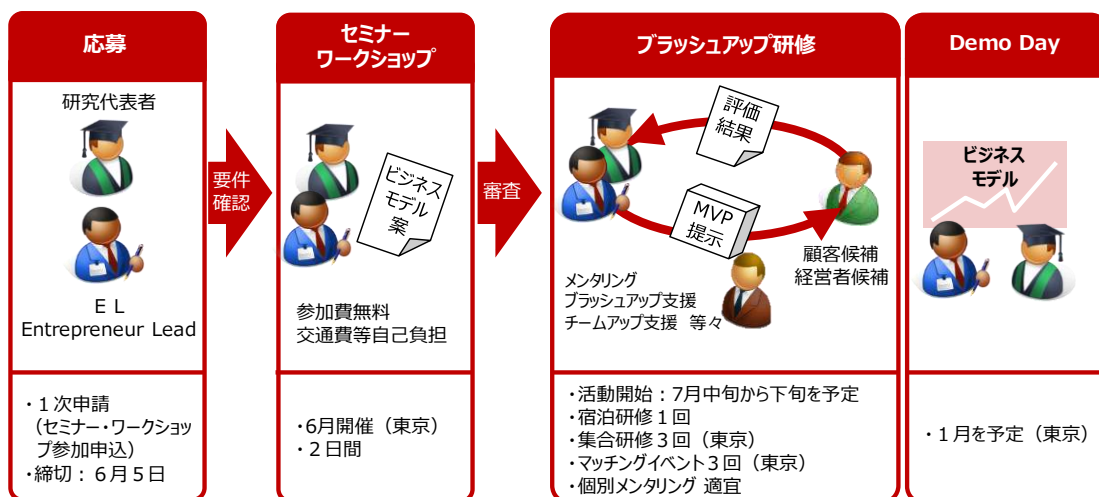
2.6 公募期間

1 次申請（セミナー・ワークショップ参加申込）締切：6 月 5 日（火）正午

2 次申請（審査申込）締切：6 月 25 日（月）正午

※ 1 次申請（セミナー・ワークショップ参加申込）は必須となります。

2.7 SCORE の進め方・流れ



①採択決定まで

採択決定までの主要なスケジュールは下記表の通りです。

なお、下記日程は予定であり変更される場合があります。

説明会では **SCORE** プログラムの説明を行うとともに、前年度 **SCORE** 採択チームの活動実績、今年度の活動予定、さらに、起業に対する興味や関心が高まるような啓蒙セミナーを予定しています。

説明会のスケジュール、参加申込等の情報は **START** ウェブサイトで公開します。

URL:<https://www.jst.go.jp/start/>

説明会	5月中旬から5月下旬頃 全国5カ所で開催 (宮城、東京、大阪、愛知、福岡)
1次申請 (セミナー・ワークショップ参加申込) 締切	6月5日(火) 正午
導入セミナー・ワークショップ	6月9日(土)、6月10日(日) 2日間の受講が必須
2次申請(審査申込) 締切	6月25日(月) 正午
採択決定	7月中旬

まず、全ての1次申請(セミナー・ワークショップ参加申込)者に対して、JSTが選定したアントレプレナー教育実施機関※¹が、ベンチャー創出のための教育(導入セミナー・ワークショップ)を実施します。その後、導入セミナー、ワークショップ等を基に策定したビジネスモデル仮説等を審査委員会で評価し、その後の顧客候補へのヒアリングやMVP製作等の研究開発費の配賦を得る研究開発チームをJSTが選定します。

※1 アントレプレナー教育実施機関(**SCORE** プログラム運営委託機関)とは JST が、**SCORE** に関する導入セミナーやワークショップ、集合研修や発表会等の企画や運営業務を委託する機関をいいます。

②採択決定後

採択決定後の主要なスケジュールは下記表の通りです。

なお、下記日程は予定であり変更される場合があります。

宿泊研修	平成 30 年 8 月下旬から 9 月上旬頃 1 泊 2 日にて実施
現地メンタリング (メンター等による研究開発の現場訪問)	9 月
集合研修①	10 月 6 日 (土)
集合研修②	11 月 3 日 (土)
集合研修③	12 月 8 日 (土)
Demo Day	平成 31 年 1 月 19 日 (土)

採択された研究開発チームは、アントレプレナー教育実施機関による研修を受講するとともに、MVP の製作や顧客候補へのヒアリング等を行い、実際の評価等を受けビジネスモデル仮説を検証します。その間、配置された担当メンター等※²の研究開発現場訪問も含めて、対面相談や助言、指導を受けます (メンタリング)。想定顧客等の評価や自ら調査した市場ニーズ等をビジネスモデル仮説にフィードバックします。

第 4 四半期には、ブラッシュアップ (現実化、高度化) したビジネスモデル仮説を、START の事業プロモーターや顧客候補等に発表します (Demo Day)。次年度以降の START への応募検討や直接のベンチャー創業など、技術シーズの社会還元に向けて次の段階へと促進させます。

※² ベンチャービジネスにおいて国内外で活躍する人材をアントレプレナー教育実施機関がメンターとして配置します。メンターは、採択された研究開発チームへの指導・助言を行います。

③全体の流れ

①申請書の作成（１次申請（セミナー・ワークショップ参加申込））

- ・ビジネスモデル仮説の初案を作成し、顧客の課題を自らの技術シーズやアイデアでどのように解決して、社会をどう変えたいかを示します。また、その仮説を検証するための MVP 製作と顧客候補へのヒアリング計画を立てます。



②申請書の提出（１次申請（セミナー・ワークショップ参加申込））

締切：６月５日（火）正午、電子メールによる提出

- ・研究代表者は、①にて作成した計画を基に１次申請書（様式１、２、３、30～38 ページ）を作成し、１次申請（セミナー・ワークショップ参加申込）締切までに JST に電子メールにて提出します。なお、郵送・持参・FAX による書類の提出は受け付けません。

提出先：

国立研究開発法人科学技術振興機構 産学連携展開部 START 事業グループ

E-mail : start-score@jst.go.jp



③参加資格要件審査

- ・導入セミナー・ワークショップの参加対象について、JSTが参加資格要件を満たしているか確認を行います。
- ・全申請者に参加可否結果を通知します。



④導入セミナー・ワークショップ参加

- ・起業に必要な知識の教育やビジネスモデル策定のための導入セミナー・ワークショップを受講頂き、ビジネスモデル仮説等を策定頂きます。

※ 受講費・参加費は無料ですが、参加のための交通費および宿泊費等参加に関わる各種実費は申請者の自己負担となります。



⑤申請書の作成、提出（2次申請（審査申込））

締切：6月25日（月）正午、e-Radによる提出

- ・導入セミナー・ワークショップを受講した結果、2次申請書（様式4、39～47ページ、様式2、3、36～38ページ）を作成し、e-Radを用いて、改善したビジネスモデル仮説等を期限内に提出します。

※ 1次申請（セミナー・ワークショップ参加申込）時に提出した申請書を改善した内容を提出します。



⑥委員会における選定

- ・MVP製作等の研究開発費配賦および研修に参加頂く課題候補を選定するために、提案された研究開発課題および導入セミナー・ワークショップを基に策定されたビジネスモデル仮説等を審査委員会にて評価し、採択候補を選考し、JSTが選定します。
- ・全申請者に採否を通知します。
- ・JSTのホームページにて研究代表者氏名・所属機関名・研究開発課題名等を掲載します。



⑦契約

- ・研究開発を実施する機関とJSTの間で委託研究開発契約を締結します。
- ※ 本プログラムの契約に当たり、各機関では「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についてのチェックリストを提出することが必要です。
- 詳細は下記URLをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm



⑧ブラッシュアップ研修

- ・リーンスタートアップ手法の有効活用方法や、効果的なプレゼンテーションスキルの向上を図るため、宿泊研修、集合研修に参加頂きます。
- ・想定顧客等と面談し、MVPを用いたビジネスモデル仮説の評価を依頼します。
- ・想定顧客等からのビジネスモデル仮説やMVPに対する評価を受けて、それらをフィードバックさせて、ビジネスモデル仮説を再検証し、ブラッシュアップ（現実化、高度化）を図ります。
- ・起業に向けたチームアップを図るマッチングイベント※に参加頂きます。
- ・適宜MVPの改良版の製作や、ビジネスモデル仮説のピボット（軌道修正）も行います。

※起業家コミュニティの形成、チーム力の向上に適したメンバーのマッチング等を目的して、マッチングイベントを実施します。（10月～12月の各集合研修後に実施する予定です。）



⑨メンタリング

- ・メンター等（場合によっては、メンターとサブメンターのように複数のメンターが付く場合もあります）が研究開発実施場所に訪問するなどし、研究開発チームへの指導・助言を行います。そのアドバイスに基づき、適宜、研究開発計画を見直し、より効果的な成果創出を目指していただきます。



⑩Demo Day※（ビジネスモデルの説明、MVP の実演）

- ・ビジネスモデル仮説を製作したMVPと共にプレゼンテーションし、STARTの事業プロモーターや顧客候補等にPRします。
- ・次年度の START「プロジェクト支援型」への応募を検討いただきます。
- ・Demo Day※には、事業プロモーター以外の評価者（ベンチャーキャピタリスト等）が参加することもあります。

※この“DemoDay”は競争的資金制度における研究開発評価ではありません。事後評価は別途実施します。SCORE における事後評価は別途実施します。START「プロジェクト支援型」における事業プロモーターによるデューデリジェンスも別途実施となります。



⑪プロジェクトの終了

- ・研究代表者は完了報告書をJSTに提出し、研究開発受託機関（研究開発を実施する機関）は契約関連の各報告書をJSTに提出します。
- ・JSTは、事後評価を実施します。

2.8 SCORE の管理・運営

- ①JST は、START 全体を統括するプログラムディレクター（PD）を筆頭に、START の一部である本プログラムを円滑に実施し、START との連携を強化するプログラムオフィサー（PO）を配置し、プログラム実施機関の主体的な活動のもと SCORE の適切な運営を実施します。また、PO を核とした評価組織を構築し、研究開発課題の事前評価、その他評価を実施します。
- ②JST は委員会を設置し、所期の目的が達成されるよう、研究開発の進捗状況等について必要な調査（現地調査を含む）等を通し、研究開発実施者に対し、研究開発実施上必要な協力・支援を行います。さらに、事業終了後のフォローアップ等の一連の業務についての支

援を行います。

- ③選定に先立ち、研究開発実施計画（ビジネスモデル仮説、起業マインド、研究開発の規模、方法、期間、資金等）の効果・効率性の向上を目指した検討を実施する場合があります。
- ④JST は、研究開発終了時には完了報告書の提出を求めます。なお委託研究開発契約に基づく各種報告書も提出していただきます。

2.9 研究代表者の責務

- ①研究代表者は、JST の研究開発費が国民の貴重な税金等で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

研究代表者には、提案した研究開発課題が採択された後、次に掲げる事項を遵守することを確認していただきます。

- a. 募集要項等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. 機構の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用などを行わない。
- c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために機構が指定する研究倫理教材（CITI Japan e - ラーニングプログラム）の受講について周知徹底する。

なお、本研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究開発費の執行停止を命じることがありますので、ご注意ください。

- ②研究開発課題全体の研究開発費を適切に管理（予算執行計画と進捗管理等）してください。

2.10 採択予定件数・事業規模

①採択予定件数

15 課題程度を予定

※MVP 製作等の研究開発費の配賦を受けることの出来る採択件数を指します。

導入セミナー・ワークショップは1次申請（セミナー・ワークショップ参加申込）の資格要件のみで参加可能とします。

②研究開発期間及び研究開発費

研究開発期間：単年度（平成 30 年度末まで）

研究開発費：直接経費は事業化活動にかかる経費として上限 3 0 0 万円と SCORE 研修等にかかる旅費等の合計となります。

SCORE 研修等にかかる旅費等については参加者の地域を考慮した上で決定します。

また、別途、間接経費を直接経費の 3 割措置します。

※ 研究開発期間は年度末までとしますが、本制度の趣旨から、原則として、第4四半期の DemoDay までに必要とした MVP 製作費等の経費を支出可能な対象と想定しています。 DemoDay 以降の経費は本制度の趣旨に沿った内容に限り認めるものとします。

2.11 研究開発費

対象となる経費は、本プログラムの研修や報告会に参加するための交通費等※や、市場調査等を行う活動費、知財戦略を立てるための調査費、大学等にてビジネスモデル仮説の策定と MVP の製作費用や運搬費用等の事業化に向けた研究開発を推進するために必要な経費とします。

※ブラッシュアップ研修の一つである宿泊研修（16 ページ）に関しては、研究開発拠点から宿泊施設までの往復旅費のみを研究開発チームとして積算してください。なお、宿泊施設は関東地方を予定しています。

研究開発費は、大学等の研究開発機関に JST から振り込みます。

- ✓研究開発費については、経費の使途の有効性を十分に検討し、提案内容に見合った適切な規模の経費を申請してください。
- ✓経費の取扱いについては、委託研究開発契約書、事務処理説明書等にしながら適切に管理執行していただくこととなりますので、留意してください。

申請できる研究開発費は、研究開発の実施に直接必要となる経費と、研究開発を側面的に支援し、将来の事業化（起業）に結びつけるために必要な経費（メンターからの指導・助言を得るために必要な経費（旅費等）を含みます）で直接経費、間接経費の合計となります。申請時にはまず直接経費を積算いただき、直接経費の 30%を間接経費として算出し、直接経費と間接経費の合計を研究開発費の申請額としてください。

申請にあたっては、研究開発期間中における所要額を算出し計上していただきますが、実際に JST から支出される研究開発費の額は、申請書に記載された研究開発実施計画等の審査の結果等に基づき縮減等の調整させていただくことがありますので予めご了承ください。

1) 直接経費、及び 2) 間接経費の具体的な費用分類は以下のようになります。

1) 直接経費

a. 物品費（設備備品費）

研究開発及び事業化育成を遂行するために必要な、設備・物品等の購入、製造、又は据付等に必要な経費です。

b. 物品費（消耗品費）

研究開発を遂行するために必要な、原材料、消耗品、消耗器材、薬品類等の調達に必要

な経費です。

c. 旅費

研究開発、事業化育成を遂行するため、申請書に記載の研究者や EL が行う試料収集、各種調査、研究開発の打合せ、成果発表等に伴う移動や宿泊に必要な経費です。大学等との雇用関係等に基づき、旅費支出の規程を満たしていれば、支出対象者として認めるものとします。また、外部招聘者に対しても、大学等の旅費支出の規程に基づき支出可能とします。

d. 人件費・謝金

研究開発チームを構成する研究代表者、EL、その他参画者を含め、原則として人件費の支出は想定していません。ただし、以下の場合には支出対象となります。

- ✓研究開発を実施するために必要であり、臨時的に発生する役務の提供などの外部の協力を得た人への謝礼に必要な経費
- ✓外部有識者からの指導・助言を得るために支払う謝金

e. その他（外注費）

- ✓研究開発に直接必要なデータ分析等の請負業務を、仕様書に基づいて第三者に業務を実施させる（外注する）際の経費
- ✓事業化育成を行うため、業務の一部（技術調査、人材サーチ会社、データベース使用料等）を他の最適な機関等に外注する際の経費

f. その他（その他経費）

研究開発および事業育成を行うために必要な経費で他の費目に該当せずかつ個別に把握可能な経費です。（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費、運搬費、会議費（会場借料等）、設備貸借料（リース又はレンタル料）、研究成果発表費用、講習会・学会参加費用等）

2) 間接経費

直接経費に対して 30%の比率で手当され、当該委託研究開発の実施に伴う研究開発機関の管理等に必要な経費として JST が支払い、研究機関が使用する経費です。

間接経費の削減措置を受けた研究機関等に関し、直接経費に対する比率が 30%未満となる場合があります。

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究管理システム（e-Rad）により報告してく

ださい（複数の競争的資金を獲得した研究機関においては、それらの競争的資金に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html）又は「よくある質問と答え」

（<http://faq.e-rad.go.jp/EokpControl?&event=CE0002&cid=13593>）を参照してください。

2.12 研究開発費として支出できない経費

①研究開発の実施に関連のない経費

②研究開発の遂行に必要な経費であっても、次のような経費は支出できません。

- ✓建物等施設の建設、不動産取得に関する経費、施設の改修に関する経費（ただし、本プロジェクトで購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については使用可。）
- ✓事業実施機関として通常備えるべき什器類等の物品費（ただし、事業の遂行上必要不可欠なものであり、本プロジェクトの遂行に限って使用・管理できる場合は購入可。）
- ✓研究開発期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ✓事業実施に必要な外国等への旅費（特に外国旅費については、研究開発の目的達成のために必要不可欠なものに限る。また、研究開発終了時に提出いただく報告書に活動成果について記載していただきます。）
- ✓成果発表と目標達成に必要な学会であっても、その年会費、食事代、懇親会費（ただし、成果発表と目標達成に必要な学会への参加費、旅費は支出することができます。）
- ✓ベンチャー立ち上げ経費等
法人登記日前後に関わらずその会社の資産となるものについては、原則、法人登記日前であっても支出できません。支出できない費用の例：登記にかかる費用、ベンチャーで用いる設備（PC、実験設備等）費用等
- ✓役務、研究開発委託及び調査委託に係る再委託。
- ✓合理的な説明ができない経費
（例）研究開発期間内での消費見通しを超えた極端に大量の消耗品購入のための経費
- ✓その他
本事業の遂行に関係のない経費（例えば、酒、煙草、手土産等。）

2.13 研究開発の推進に関する留意事項

- ①アントレプレナー教育実施機関（SCORE プログラム運営委託機関）およびメンター、JST が委嘱または招聘する有識者（以下「アントレプレナー教育実施機関等」という。）

の助言等と主体的な事業化に向けた研究開発の実施

研究開発チームはアントレプレナー教育実施機関等の指導・助言を得つつ、自ら主体的に事業化に向けての研究開発を実施するものとします。また、アントレプレナー教育実施機関等が研究開発において必要と判断した外部の専門人材や専門機関等の活用について、大学等はその方針を尊重しつつ、自らの遂行能力や利益相反の検討を踏まえて研究開発を実施するものとします。なお、大学等が既に有している産学連携部門等の組織は、アントレプレナー教育実施機関等と連携し、研究開発の支援を行うようにしてください。

✓アントレプレナー教育実施機関等の進捗報告に基づき、プロジェクトの研究開発期間中であっても研究開発を中止する場合があります。

②新産業・新規マーケット開拓への挑戦

研究開発チームは自らが発明に関わった技術シーズ（原権利）の事業化に関して、新産業・新規マーケット開拓に挑戦する強い意志をもって研究開発に取り組むものとします。

③研究開発費等の経理管理

研究開発費の執行に際しては、JST と委託研究開発契約を締結した大学等の受託機関（以下、「研究開発受託機関」という。）は、研究開発受託機関の規程等を遵守することを前提とします。研究開発費の経理管理状況を常に把握するとともに、研究開発費の使用にあたっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努める必要があります。研究開発受託機関は支出した金額と、その内容を同契約書に添付した研究開発実施計画書の区分・項目ごとに整理し、証拠書類と対応付けられるように管理いただきます。証拠書類は精算確認のために提出を求めることがあります。

なお、本研究開発費は、国の予算から支出されているため、会計検査の対象となり実地検査が行われる場合があります。

また、経費を適切に執行するため、大学等において適切な事務体制を整備するとともに、計画的な経費管理を実施するものとします。

その上で、当初の研究開発計画を大きく変更する必要がある場合は、事前にメンターと相談する必要があります。

④府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下のウェブサイトの府省共通経費取扱区分表を参照してください（※START は A-STEP と同じ区分を用いています）。

【URL】 <http://www.jst.go.jp/a-step/koubo/files/kubun.pdf>

⑤費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50% 以内としています。

⑥実施管理

JST は直接、またはアントレプレナー教育実施機関等を通して間接的に研究開発期間中に実施管理を行い、進捗状況等について必要な調査（現地調査を含む。）を実施するとともに、目的が達成されるよう研究開発チームに対し研究開発の遂行上必要な指導・助言等を行います。研究代表者には進捗状況についての報告を求めます。また研究開発受託機関は、提供を受けた研究開発費についての報告を JST に定期的又は随時提出する必要があります。

⑦評価への対応

必要に応じて行われる面接に基づき、事業化に向けた研究開発が研究開発実施計画書の内容および条件（ピボットを含む）や本制度の趣旨に従って確実に遂行されているかどうかの評価を行います。評価結果を研究開発の取扱（計画の見直し等）に反映することがあります。評価結果によっては、研究開発費の増額・減額や研究開発の支援を中止することがあります。

⑧取得物品の帰属

JST が支出する研究開発費により研究開発受託機関が取得した研究開発設備等の物品の所有権は、研究開発受託機関に帰属させることが可能です。

なお、これら設備等は、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

⑨知的財産権の帰属等

研究開発により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権等）については、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイドール条項）を適用し、同条に定められた一定の条件（出願・成果の報告等）の下で、原則発明者が所属する機関に帰属させることができます。ただし、当該機関全てにも同条が適用されることが前提です。

⑩研究開発の成果等の発表

本プロジェクトにより得られた成果については、知的財産に注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

また、プロジェクト終了後に、得られた成果を、必要に応じ発表していただくことがあります。さらに、**JST** から成果の公開・普及のために協力を依頼させていただく場合があります。

なお、研究開発期間中における新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前に **JST** に通知するとともに、**START** による成果であることを必ず明記し、公表した資料については **JST** に提出してください。

⑪年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的資金において以下のとおり対応しています。

- (1) 研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、**JST** においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、本制度の趣旨に沿った上で年度末までの研究開発期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

※研究開発期間は年度末までとしますが、本制度の趣旨から、原則として、第 4 四半期の DemoDay までに必要とした MVP 製作費等の経費を支出可能な対象と想定しています。DemoDay 以降の経費は本制度の趣旨に沿った内容に限り認めるものとします。

⑫調査

研究開発終了後、**JST** はフォローアップ調査を行いますので、その際は調査に協力していただきます。その他必要に応じて進捗状況の調査にもご協力いただきます。本事業を通じて設立されたベンチャー企業についても調査の対象とさせていただきます。研究開発終了後に、研究代表者の連絡先等に変更があればご連絡ください。

⑬問題が生じた場合の対応

研究開発チームとアントレプレナー教育実施機関等との間に問題が生じた場合は、原則として当事者同士の協議によって解決を図ることとしますが、十分な協議によっても解決に至らなかった場合は、**JST** に報告、調査を依頼することができます。調査結果に基づく **JST** の決定については、原則として、尊重していただきます。

⑭若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年度 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm) において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

⑮その他留意事項

プロジェクトの進捗等に関する JST やアントレプレナー教育実施機関等への報告、各種調査への対応、その他事業を円滑に実施するうえで JST が認める必要な活動を実施する必要があります。

2.14 EDGE-NEXT について

平成 29 年度から文部科学省にて次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT : Exploration and Development of Global Entrepreneurship for NEXT generation）を実施しており、5 コンソーシアム（主幹機関【東北大学、東京大学、名古屋大学、九州大学、早稲田大学】）に対して、アントレプレナー育成に係る高度なプログラム開発等、エコシステム構築に資する支援を行っています。

SCORE に参加する方は EDGE-NEXT の活用も是非ご検討ください。

●次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）について

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/edge/1346947.htm

●EDGE-NEXT 参加大学へのリンク

<http://www.jst.go.jp/shincho/program/edge-next.html>

2.15 審査方法、結果通知等

申請された研究開発課題の選抜は非公開で行われます。

- ✓審査の結果については採否にかかわらず、研究代表者に通知します。
- ✓JST は研究開発チームの所属する機関と「委託研究開発契約」を締結します。
- ✓委託研究開発契約に基づく各種報告書も提出していただきます。
- ✓委託研究開発契約開始日後、研究開発を開始していただきます。
- ✓原則として JST から各研究開発受託機関に対して委託研究開発契約の申込書の提出は行いません。

3. 申請について

申請の際は、START ホームページ (<http://www.jst.go.jp/start/>) にて最新情報のご確認をお願いします。

3.1 対象となる研究開発

「2.2 対象となる研究開発 (8 ページ)」に記載しています。

3.2 申請要件

「2.3 応募の要件～2.4 参画者および参画者の要件について (8～10 ページ)」に記載しています。

3.3 選考方法

「2.7 SCORE の進め方・流れ (12～17 ページ)」を参照ください。

3.4 公募期間

「2.6 公募期間 (12 ページ)」に記載しています。

3.5 申請書の提出方法

1) 1次申請 (セミナー・ワークショップ参加申込)

申請は、研究代表者により、JST に電子メールにて提出ください。なお、郵送・持参・FAX による書類の提出は受け付けません。

- ・申請書様式は本事業のウェブサイト (<http://www.jst.go.jp/start/>) でダウンロードできます。
- ・電子メールの件名は、「【SCORE・1次申請】機関名」としてください。
- ・添付ファイル名は、「機関名」を付けて送信してください。
- ・電子メールサーバーの都合上、添付ファイルは 10MB 以下をお願いします。容量を超える恐れがある場合は、分割して送信してください。
- ・電子メール到着後、翌営業日中に受領通知を送信者に対して、電子メールにて返信します。
- ・電子メール送付から 2 営業日以内に受領通知が届かない場合は、エラー確認のため送付後 4 営業日以内にご連絡をお願いします。
- ・提出先

国立研究開発法人科学技術振興機構 産学連携展開部 START 事業グループ

E-mail : start-score@jst.go.jp

2) 2次申請（審査申込）

申請は、研究代表者より、**e-Rad**で行っていただきます。当該システムの使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。申請にあたり、①**e-Rad**を用いたWeb上での入力、②**e-Rad**を用いた電子媒体の様式のアップロードの2つの作業が必要です。**e-Rad**を利用した応募書類の作成・提出方法等の詳細は「5. 府省共通研究開発管理システム(**e-Rad**)による応募方法について」(63～75 ページ)をご参照ください。

3.6 申請書一覧

1) 1次申請（セミナー・ワークショップ参加申込）

＜電子メールにおける提出ファイル＞

- ① 様式1：1次申請書
- ② 様式2：ビジネスモデル仮説検討書
- ③ 様式3：活動予算案

※①～③をPDF形式で1つのファイルに結合し、サイズは合計10MB以下としてください。

- ④ プロジェクトに参画する者について、専門分野、研究開発経歴等がわかる略歴等の資料

※Word形式（様式自由）で作成し、全員分をzipファイルにまとめてください。

- ⑤ 外注費の合計額が直接経費の50%を超える場合は、その理由がわかる研究開発費理由書

※Word形式（様式自由）で作成してください。

2) 2次申請（審査申込）

＜**e-Rad**における応募情報ファイル＞

- ① 様式4：2次申請書
- ② 様式2：ビジネスモデル仮説検討書
- ③ 様式3：活動予算案

※①～③をPDF形式で1つのファイルに結合し、サイズは合計10MB以下としてください。

＜**e-Rad**における参考資料＞

- ④ プロジェクトに参画する者について、専門分野、研究開発経歴等がわかる略歴等の資料

※Word形式（様式自由）で作成し、全員分をzipファイルにまとめてください。

- ⑤ 外注費の合計額が直接経費の50%を超える場合は、その理由がわかる研究開発費理由書

※Word形式（様式自由）で作成してください。

- ① 下図の通り、申請書様式 4、2、3 はひとつの pdf ファイルにまとめ、「申請書.pdf」ファイルを準備。
- ② 略歴等の資料【Word 形式】は全員分を zip ファイルにまとめる。
- ③ （外注費が直接経費の 50%を超える場合）研究開発費理由書を Word 形式で準備する。
- ④ 下図の e-Rad 申請画面から「参照」ボタンにより①②③でまとめた各該当ファイルを選択する。
- ⑤ e-Rad 申請画面「アップロード」をクリック
（e-Rad 申請画面の前後の操作は、公募要領の「5. 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について（63～75 ページ）」をご確認ください。）

※アップロード可能な最大容量は各ファイルにつき 10MB です。

申請書様式を PDF ファイルに変換してください

申請書様式 4
申請書様式 2
申請書様式 3

申請書.pdf
(必須)

略歴、推薦状は、全員分を zip ファイルにまとめてください

プロジェクトに参画する者について、専門分野、研究開発経歴等がわかる略歴等の資料【Word 形式】

略歴.zip
(必須)

外注費が直接経費の 50%を超える場合は、理由を記載した研究開発費理由書【Word 形式】

理由書.doc
(必要時)

研究概要		必須			
基本情報-申請書類					
名称	形式	サイズ	ファイル名		
応募情報ファイル	[pdf]	10MB		参照	アップロード
参考資料	プロジェクトに参画するものについて、専門分野、研究開発経歴等がわかる略歴等	[その他]	10MB	参照	アップロード
	(外注費が直接経費の50%を超える場合) 研究開発費理由書	[Word (DOC, DOCX)]	10MB	参照	アップロード
アップロード					

3.7 審査の観点例

審査にあたっては、提案された個別の審査項目に関する審査の主な観点例を以下のとおりとし、評価を行う予定です。

主な観点例

- ・技術シーズ（原権利）の事業化視点での独創性、先見性
- ・MVP 製作の実現性および想定顧客評価の実施可能性
- ・ビジネスモデル仮説の検討状況
- ・仮説検証するニーズ（ユーザー、市場、社会）と MVP 開発内容の整合性
- ・チームの体制および研究開発計画の妥当性
- ・実施チームの事業家活動への意欲とチームワーク
- ・将来に向けた事業展開のビジョンの実現性

記入要領、記入例は削除して提出ください

(様式1:1次申請書)

A4・6枚を目安にポイントをおさえ、査読者が読みやすいよう留意して作成。

大学発新産業創出プログラム(START) 社会還元加速プログラム(SCORE)

1次申請(セミナー・ワークショップ参加申込)書

平成 年 月 日提出

1. 研究開発の概要と位置づけ

1) 研究開発課題名(公開用)

(記入例)XXの事業化検証のためのXXの開発

2) 研究開発の概要(公開用)

(記入例)WWの解決を目的とし、XXの性質を持つYYをMVPとして開発し、ZZを提供するというビジネスモデルと共に顧客候補の評価を受ける

(記入要領)

※研究開発の概要について150字程度で記載ください。

※可能であれば、技術シーズ(原権利)等についても説明を記載下さい。ただし、採択後のプレスリリース等の公開資料として使用しますので、知財等の確保状況に十分にご留意下さい。

2. 推進体制

1) 研究代表者

氏名 : フリガナ :
エフォート :
生年月日: 西暦 年 月 日 (歳)
所属機関:
部署 : 役職:
住所 : 〒
電話番号: E-mail:

※応募の要件、研究代表者の要件を満たすことが必要です。

※別途、略歴等の資料を添付ください。

2) EL

氏名 : フリガナ :
エフォート :
生年月日: 西暦 年 月 日 (歳)
所属機関:
部署 : 役職:
住所 : 〒
電話番号: E-mail:

※応募の要件、ELの要件を満たすことが必要です。

※研究代表者がELを兼務する場合、本欄にその旨を記載ください。

※1次(セミナー・ワークショップ参加申込)申請から2次(審査申込)申請の段階で変更は可能です。

※別途、略歴等の資料を添付ください(研究代表者が兼務の場合、同じ資料の重複は不要です)。

3) 研究機関担当者（本件に関する大学等の代表窓口担当者）

氏名：フリガナ：
所属機関：
部署：役職：
住所：〒
電話番号：E-mail:

※産学連携本部等の担当者の情報を記入してください。

※課・室・係などの部署共通メールアドレスが望ましいです。

4) その他(いない場合は記載不要。いる場合に記載してください。)

ア) 主たる共同研究開発者

氏名：フリガナ：
エフォート：
生年月日：西暦 年 月 日
所属機関：
部署：役職：
住所：〒
電話番号：E-mail:

※応募の要件、主たる共同研究開発者の要件を満たす必要があります。

※1次(セミナー・ワークショップ参加申込)申請から2次(審査申込)申請の段階で変更は可能です。

※別途、略歴等の資料を添付ください。

イ) その他参画者

氏名：フリガナ：
エフォート：
生年月日：西暦 年 月 日 (歳)
所属機関：
部署：役職：
住所：〒
電話番号：E-mail:

※上記以外で研究開発に必要な人材等であって、一時的に本研究開発への参画が確定している者について記載(博士研究員、大学院生であっても構いません)

※2名以上の場合は、記入欄を増やして記載してください。

※別途、専門分野、研究開発経歴等がわかる略歴等の資料を添付ください。

5) プロジェクトにおいて活用する人材のネットワーク等

※計画の段階で、具体的な人材が特定できていないものの、体制構築の上で活用を想定しているネットワークや参画を検討している具体的な人物等があれば、可能な限り具体的に記載

※別途、専門分野、研究開発経歴等がわかる略歴等の資料を添付ください。

3. 技術シーズ(原権利)の概要

1) 技術シーズの基となる発明(事業化に必要となり得る特許、および、周辺特許を含む)、および、技術シーズの内容

(記入例)・「XX装置」

特開 20XX-XXXXX、発明者:XX XX、出願人:XX 大学(100%)、出願日:平成 X 年 X 月 X 日

PCT/JP20XX/XXXXXXX(国際出願日:平成 X 年 X 月 X 日、指定国:XX、XX、XX)

※発明の名称、特許(出願)番号、発明者、出願人、出願日などを記載して下さい。

※技術シーズの内容について記載してください。背景、現状の問題点、競合技術に対する独創性・新規性、これまで得られた研究成果を、図表やデータを用いて具体的に記載してください。

2) 技術シーズに関するアライアンスやライセンス契約等の状況

※申請する技術シーズ(原権利)に関して、既に他機関と共同研究を行っている場合やライセンス契約等がある場合は、その状況について具体的に記載ください。

※将来、本プロジェクトを通じてスタートアップが創出された場合、技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等(共願人)の同意が得られているか、その他に関連する発明が無い、などについて記載ください。

3) 技術シーズの創出、育成に寄与した JST 関連事業、および、公的支援制度

※申請する技術シーズ(原権利)に関して、支援を受けた競争的資金、助成金などについて記載ください(支援プログラム名、実施プロジェクト名、実施期間、役割等)。

4) TRL (Technology Readiness Level; 技術成熟度)

※現時点の技術水準を客観的に検討して記載してください。

stage	TRL	成熟水準の例示	現時点の技術水準
実用化 R&D	9	実技術が実際の運用条件の下で証明される（性能ばらつき、歩留まり等の量産課題が解決する）	
	8	実技術が完成し、試験・デモにより評価される（顧客企業の調達責任者の定めた採用基準を達成）	
実証的 R&D	7	実運用環境でのプロトタイプデモ実施（顧客企業の開発者（ユーザー）による品質確認が行われる）	
	6	応用上意味のある環境でのプロトタイプのデモ（模擬試験で有用性を確認する。サンプル出展する。）	
応用 R&D	5	応用上意味のある環境で機能試験品の評価（用途特許出願）	（記入例）本申請書作成時点で実施中。特願 2017-XXXXXX、特願 2016-XXXXXX
	4	実験室環境での機能試験品の評価（主要な技術課題の解決の見通しを得る）	
基礎 R&D	3	分析や実験により重要な機能や概念が抽出でき、実施にいたる（コンセプトの実験的証明）	
	2	技術的概念・応用が明確化でき、原理・現象の定式化にいたる（基本特許出願）	（記入例）特許第 XXXXXXX 号
	1	基本原理、現象が観測・報告される（発見。先行技術調査。）	

※補足説明：

※例示は抽象化した機器開発分野の内容です。各分野での表現や、より具体的な表現に書き換えて作成ください。

※データ取得前などのアイデアの場合は便宜上、TRL を1としてください。

※記入例は削除して提出ください（文字は青色から黒色に戻してください）。

※補足説明が必要な場合は表の下に記載ください。特に補足説明が無い場合は記載不要です。

4. ビジネスモデル仮説の概要

※現時点で想定しているビジネスモデルの概要について、ポイントを絞って記載。

※(記入例)XXはAA分野で実用化が期待されているといわれているが、YYの機能を活かしたBB分野で先行するほうが有利に市場を創造できるのではないかと考えている。申請者のもつLLの技術シーズはMMの機能はもてないが、独自のNNの機能があり、それをコアコンピタンスとして、顧客を獲得できるのではないかと考えている。

5. ベンチャー起業に係るモチベーションについて

1) 本技術シーズの社会実装の方法として、ベンチャーを選択した背景、理由

※企業との共同研究やライセンスによる社会実装ではなく、ベンチャー起業により展開を目指す経緯について、これまでの取り組みや手応え等の背景、理由があれば具体的に記載ください。

2) 申請者の大学発等ベンチャー起業に対する熱意やコミットメント等について

※大学発ベンチャー設立にける熱意や決意等について、具体的に記載ください。

6. 他のベンチャー支援関係プログラム等の活用について

※文部科学省 EDGE プログラムをはじめとした、他のベンチャー支援関係プログラム、研究開発プログラムの活用についてあれば記載ください。

※本項目は該当が無い場合、記載不要です（申請の必須要件ではありません。）

7. 利益相反に関する検討及び他制度の助成・既存事業との切り分け

※本研究開発への参画者と内外の関係者との間に利益相反の関係が想定される場合は、当該関係について具体的に記載ください。

※研究代表者が、競争的研究資金等、他制度の助成を受給している場合（申請中も含む）は、当該制度の受給状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、役割（代表者/分担者等）、エフォート）及び本申請との切り分けを記載ください。エフォートの定義については公募要領 50～51 ページを参照ください。

※本研究開発の関係者が、類似の既存事業に関与している場合（研究開発チームのメンバーが類似事業のベンチャー企業の経営に関与している等）は、当該事業と本申請との切り分けについて記載ください。

※上記の記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

1. SWOT 考察

(様式2: ビジネスモデル仮説検討書) A4・2枚程度で作成

強み・Strength	弱み・Weakness
・XXX ・XXX 【この記入要領欄や記入例は削除して提出ください】 ・このフォーマット例の幅・高さは変更してかまいません。 ・SWOTについて不案内の場合、たとえば以下のURLなどを参考にしてください。 http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g50513a40j.pdf ※エントリー申請の段階では検討中といった記載があってもかまいません(無理に全ての欄を記載することは出来なくても問題ありません)が、修正申請の締切段階では全て記載してください。	・XXX ・XXX
機会・Opportunity	脅威・Threat
・XXX ・XXX	・XXX ・XXX

2. ビジネスモデルキャンバス考察

パートナー (Key Partners)	主要活動 (Key Activities)	価値提案 (Value Propositions)	顧客との関係 (Customer Relationships)	顧客 (Customer Segments)						
・XXX	・XXX	・XXX	・XXX	・XXX						
・XXX	・XXX	・XXX	・XXX	・XXX						
【この記入要領欄や記入例は削除して提出ください】 ・このフォーマット例の幅・高さは変更してかまいません。 ・ビジネスモデルキャンバスについて、不案内の場合、たとえば、以下のURLなどを参考にしてください http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afeldfile/2015/09/16/1360950_14.pdf ※エントリー申請の段階では検討中といった記載があってもかまいません(無理に全ての欄を記載することは出来なくても問題ありません)が、修正申請の締切段階では全て記載してください。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>リソース (Key Resources)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・XXX</td> </tr> <tr> <td>・XXX</td> </tr> </tbody> </table>	リソース (Key Resources)	・XXX	・XXX		<table border="1"> <thead> <tr> <th>チャネル (Channels)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・XXX</td> </tr> <tr> <td>・XXX</td> </tr> </tbody> </table>	チャネル (Channels)	・XXX	・XXX	
リソース (Key Resources)										
・XXX										
・XXX										
チャネル (Channels)										
・XXX										
・XXX										
コスト構造 (Cost Structure)		収益の流れ (Revenue Streams)								
・XXX ・XXX		・XXX ・XXX								

(様式3: 活動予算案) A4・1枚程度で作成

SCORE 活動要望予算案		
(単位: 千円)		
予算費目	提案予算額	使 途
①物品費 (設備備品費 および消耗品費)	1,200	●●製造装置MVPモジュール・顧客候補評価用
	300	研究資材(無塵服・手袋等)・クリーンブース実験のため
②人件費・謝金		※原則として人件費の支出は想定していません。 ただし、以下の場合には支出対象となります。 ・研究開発を実施するために必要であり、臨時的に発生する役務の提供などの外部の協力を得た人への謝礼に必要な経費 ・外部有識者からの指導・助言を得るために支払う謝金
③旅費	180	(SCORE研修) 大阪⇄東京、3回、2名、集合研修参加
	60	(SCORE研修) 大阪⇄関東地方、1回、2名、宿泊研修参加(宿泊施設までの往復旅費)
	60	(SCORE研修) 大阪⇄東京、1回、2名、DemoDay参加
	120	(事業化活動) 大阪⇄福岡、2名、2回、顧客候補打合せ
	20	(事業化活動) 近郊、1千円×20回、知財戦略等打合せ
④その他 (外注費および その他経費)		
	320	XX計測技術の知財調査・〇〇株式会社
	400	XXの成分分析・〇〇株式会社、競合技術調査
	500	XX駆動部の図面作成・〇〇株式会社
	140	顧客候補評価用MVP輸送費
⑤小計 (①+②+③+④、ただし、 (SCORE研修)にかかる旅費を除く)	3,000	
⑥小計 (①+②+③+④)	3,300	
⑦間接経費(⑥の30%)	990	
総計(⑥+⑦)	4,290	

※記入要領、記入例は削除して提出ください

※「使途」欄は調達する物品・役務等の名称だけでなく、その調達が顧客ヒアリングやMVP製作等の事業化に向けて必要な理由が分かるよう記載ください。

※「③旅費」の「使途」欄には、(SCORE研修)にかかる旅費と、各研究開発チームの(事業化活動)にかかる旅費とを区別して積算してください。
上記記入例では、(SCORE研修)にかかる旅費が計300千円となります。

※外注費が直接経費の50%以上となる場合は研究開発費理由書を提出してください。

※採択された場合、本資料を基に事業化に向けての妥当性など計画の内容等を総合的に勘案し、SCORE活動実施予算額を提示します。
採択後の合理性を欠く予算計画の大幅変更や目的と異なる予算使用は認めていません。

※再委託は原則認めません。共同研究開発機関を設ける場合、以下の通り、本様式を追加作成してください。
・研究代表者所属機関の本様式
・主たる共同研究開発者の所属機関の本様式(複数の場合は全て必要)
作成にあたり上記いずれの表か、簡単に識別できるよう明記すること。

記入要領、記入例は削除して提出ください

(様式4:2次申請書)

A4・9枚を目安にポイントをおさえ、査読者が読みやすいよう留意して作成。

大学発新産業創出プログラム(START) 社会還元加速プログラム(SCORE)

2次申請(審査申込)書

平成 年 月 日提出

導入セミナー・ワークショップを受講し、改善したビジネスモデル仮説等を記載してください。

項目1から項目7までは、様式1の1次申請書と同じ項目となりますが、必要に応じて内容を修正してください。

1. 研究開発の概要と位置づけ

1) 研究開発課題名(公開用)

(記入例)XXの事業化検証のためのXXの開発

2) 研究開発の概要(公開用)

(記入例)WWの解決を目的とし、XXの性質を持つYYをMVPとして開発し、ZZを提供するというビジネスモデルと共に顧客候補の評価を受ける

(記入要領)

※研究開発の概要について150字程度で記載ください。

※可能であれば、技術シーズ(原権利)等についても説明を記載下さい。ただし、採択後のプレスリリース等の公開資料として使用しますので、知財等の確保状況に十分にご留意下さい。

2. 推進体制

1) 研究代表者

氏名 : フリガナ :
エフォート :
生年月日: 西暦 年 月 日 (歳)
所属機関:
部署 : 役職:
住所 : 〒
電話番号: E-mail:

※応募の要件、研究代表者の要件を満たすことが必要です。

※別途、略歴等の資料を添付ください。

2) EL

氏名 : フリガナ :
エフォート :
生年月日: 西暦 年 月 日 (歳)
所属機関:
部署 : 役職:
住所 : 〒
電話番号: E-mail:

※応募の要件、ELの要件を満たすことが必要です。

※研究代表者がELを兼務する場合、本欄にその旨を記載ください。

※1次(セミナー・ワークショップ参加申込)申請から2次(審査申込)申請の段階で変更は可能です。

※別途、略歴等の資料を添付ください(研究代表者が兼務の場合、同じ資料の重複は不要です)。

3) 研究機関担当者（本件に関する大学等の代表窓口担当者）

氏名：フリガナ：
所属機関：
部署：役職：
住所：〒
電話番号：E-mail:

※産学連携本部等の担当者の情報を記入してください。

※課・室・係などの部署共通メールアドレスが望ましいです。

4) その他(いない場合は記載不要。いる場合に記載してください。)

ア) 主たる共同研究開発者

氏名：フリガナ：
エフォート：
生年月日：西暦 年 月 日
所属機関：
部署：役職：
住所：〒
電話番号：E-mail:

※応募の要件、主たる共同研究開発者の要件を満たす必要があります。

※1次(セミナー・ワークショップ参加申込)申請から2次(審査申込)申請の段階で変更は可能です。

※別途、略歴等の資料を添付ください。

イ) その他参画者

氏名：フリガナ：
エフォート：
生年月日：西暦 年 月 日 (歳)
所属機関：
部署：役職：
住所：〒
電話番号：E-mail:

※上記以外で研究開発に必要な人材等であって、一時的に本研究開発への参画が確定している者について記載(博士研究員、大学院生であっても構いません)

※2名以上の場合は、記入欄を増やして記載してください。

※別途、専門分野、研究開発経歴等がわかる略歴等の資料を添付ください。

5) プロジェクトにおいて活用する人材のネットワーク等

※計画の段階で、具体的な人材が特定できていないものの、体制構築の上で活用を想定しているネットワークや参画を検討している具体的な人物等があれば、可能な限り具体的に記載

※別途、専門分野、研究開発経歴等がわかる略歴等の資料を添付ください。

3. 技術シーズ(原権利)の概要

1) 技術シーズの基となる発明(事業化に必要となり得る特許、および、周辺特許を含む)、および、技術シーズの内容

(記入例)・「XX装置」

特開 20XX-XXXXX、発明者:XX XX、出願人:XX 大学(100%)、出願日:平成 X 年 X 月 X 日

PCT/JP20XX/XXXXXX(国際出願日:平成 X 年 X 月 X 日、指定国:XX、XX、XX)

※発明の名称、特許(出願)番号、発明者、出願人、出願日などを記載して下さい。

※技術シーズの内容について記載してください。背景、現状の問題点、競合技術に対する独創性・新規性、これまで得られた研究成果を、図表やデータを用いて具体的に記載してください。

2) 技術シーズに関するアライアンスやライセンス契約等の状況

※申請する技術シーズ(原権利)に関して、既に他機関と共同研究を行っている場合やライセンス契約等がある場合は、その状況について具体的に記載ください。

※将来、本プロジェクトを通じてスタートアップが創出された場合、技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等(共願人)の同意が得られているか、その他に関連する発明が無い、などについて記載ください。

3) 技術シーズの創出、育成に寄与した JST 関連事業、および、公的支援制度

※申請する技術シーズ(原権利)に関して、支援を受けた競争的資金、助成金などについて記載ください(支援プログラム名、実施プロジェクト名、実施期間、役割等)。

4) TRL (Technology Readiness Level; 技術成熟度)

※現時点の技術水準を客観的に検討して記載してください。

stage	TRL	成熟水準の例示	現時点の技術水準
実用化 R&D	9	実技術が実際の運用条件の下で証明される（性能ばらつき、歩留まり等の量産課題が解決する）	
	8	実技術が完成し、試験・デモにより評価される（顧客企業の調達責任者の定めた採用基準を達成）	
実証的 R&D	7	実運用環境でのプロトタイプデモ実施（顧客企業の開発者（ユーザー）による品質確認が行われる）	
	6	応用上意味のある環境でのプロトタイプのデモ（模擬試験で有用性を確認する。サンプル出展する。）	
応用 R&D	5	応用上意味のある環境で機能試験品の評価（用途特許出願）	（記入例）本申請書作成時点で実施中。特願 2017-XXXXXX、特願 2016-XXXXXX
	4	実験室環境での機能試験品の評価（主要な技術課題の解決の見通しを得る）	
基礎 R&D	3	分析や実験により重要な機能や概念が抽出でき、実施にいたる（コンセプトの実験的証明）	
	2	技術的概念・応用が明確化でき、原理・現象の定式化にいたる（基本特許出願）	（記入例）特許第 XXXXXXXX 号
	1	基本原理、現象が観測・報告される（発見。先行技術調査。）	

※補足説明：

※例示は抽象化した機器開発分野の内容です。各分野での表現や、より具体的な表現に書き換えて作成ください。

※データ取得前などのアイデアの場合は便宜上、TRL を1としてください。

※記入例は削除して提出ください（文字は青色から黒色に戻してください）。

※補足説明が必要な場合は表の下に記載ください。特に補足説明が無い場合は記載不要です。

4. ビジネスモデル仮説の概要

※現時点で想定しているビジネスモデルの概要について、ポイントを絞って記載。

※(記入例)XXはAA分野で実用化が期待されているといわれているが、YYの機能を活かしたBB分野で先行するほうが有利に市場を創造できるのではないかと考えている。申請者のもつLLの技術シーズはMMの機能はもてないが、独自のNNの機能があり、それをコアコンピタンスとして、顧客を獲得できるのではないかと考えている。

5. ベンチャー起業に係るモチベーションについて

1) 本技術シーズの社会実装の方法として、ベンチャーを選択した背景、理由

※企業との共同研究やライセンスによる社会実装ではなく、ベンチャー起業により展開を目指す経緯について、これまでの取り組みや手応え等の背景、理由があれば具体的に記載ください。

2) 申請者の大学発等ベンチャー起業に対する熱意やコミットメント等について

※大学発ベンチャー設立にける熱意や決意等について、具体的に記載ください。

6. 他のベンチャー支援関係プログラム等の活用について

※文部科学省 EDGE プログラムをはじめとした、他のベンチャー支援関係プログラム、研究開発プログラムの活用についてあれば記載ください。

※本項目は該当が無い場合、記載不要です（申請の必須要件ではありません。）

7. 利益相反に関する検討及び他制度の助成・既存事業との切り分け

※本研究開発への参画者と内外の関係者との間に利益相反の関係が想定される場合は、当該関係について具体的に記載ください。

※研究代表者が、競争的研究資金等、他制度の助成を受給している場合（申請中も含む）は、当該制度の受給状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、役割（代表者/分担者等）、エフォート）及び本申請との切り分けを記載ください。エフォートの定義については公募要領 50～51 ページを参照ください。

※本研究開発の関係者が、類似の既存事業に関与している場合（研究開発チームのメンバーが類似事業のベンチャー企業の経営に関与している等）は、当該事業と本申請との切り分けについて記載ください。

※上記の記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

8. 事業展開ビジョン

※社会実装(社会普及)された後のイメージを具体的に記載してください。

※どの程度のユーザーニーズ(市場ニーズ、社会ニーズ)があると想定しているか、または新たなニーズやウオントの創出を想定しているかについて記載してください。

9. 想定顧客への検証概要

1) 想定する顧客、および、顧客の持つ課題と解決手段

※現時点での顧客候補について記載ください。

※顧客のセグメントを具体的に絞り込み、最終的にお金を払う顧客かどうかという点の考慮も含めて記載してください。

※既にコンタクト可能な顧客候補ヒアリング対象があれば記載ください。

※コンタクトするためのネットワークを持っていない顧客候補については、どのような手段でのコンタクトを考えているのか、記載ください。

※顧客はどのような状態を望んでいると考えているか、現在その課題をどのような手段で妥協的に解決しているのかを含め、具体的に記載してください。

2) 想定顧客への検証活動で明らかにしたい仮説と MVP の機能(性能)

(記入例)

	仮説検証に必要な MVP の機能(性能)	顧客候補ヒアリング時期
明らかにしたい仮説1 (○○○○)	AAA	X 月
明らかにしたい仮説2 (○○○○)	BBB	Y 月
明らかにしたい仮説3 (○○○○)	CCC	Z 月

※図表、グラフ等を積極的に使って記載ください。

※MVP は仮説を検証できる必要最小限の手段であることを意識して記載してください。

※可能な限り、上記表のように、明らかにしたい仮説と仮説検証に必要な MVP の機能を明確に紐付けして記載ください。

※適宜項目を追加・修正して構いません。

MVP: Minimum Viable Products(実用検証可能な最小限の試作品)の略称を指します。完全な製品を目指す開発手法と異なり、事業仮説の検証が目的なので最小限の機能に絞り込んだ試作物等を指し、必須機能が欠如していても事業仮説の検証ができれば許容します。

3)活動スケジュール

(記入例)

項目	2018年					2019年
	8月	9月	10月	11月	12月	1月
SCORE研修イベント		宿泊研修 ▼	集合研修① ▼	集合研修② ▼	集合研修③ ▼	DemoDay ▼
MVP製作	製作1 →	製作2 →		製作3 →	DemoDay向け製作 →	
顧客候補 ヒアリング	市場調査 →	ヒアリング (仮説検証1) →	ヒアリング (仮説検証2) →		ヒアリング (仮説検証3) →	

※2)で記載した明らかにしたい仮説を検証するために、スケジュールを記載してください。

※矢印等を使い、時系列がわかるように記載ください。

※適宜項目を追加・修正して構いません。

4)補足説明

※様式2で記載するビジネスモデルキャンバス、SWOT 等の補足説明や、提案時点では不足しているがブラッシュアップ研修を通して強化、保管したい内容などを記載ください。

10. チームワークについて

※研究代表者、EL、それぞれが果たす役割について記載ください。また、アピールポイントがあれば合わせて記載ください。

4. 応募に際しての注意事項

- 本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。
- 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

申請者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「5. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) による応募方法について」(63～75 ページ)をご覧ください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム (CITI Japan e-ラーニングプログラムを含む) を申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合 (所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において CITI Japan e-ラーニングプログラムを修了している場合

JST の事業等において、CITI Japan e-ラーニングプログラムを申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムの受講が困難な場合は、JST を通じて CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講できます。受講方法は、提案募集 Web サイトおよび e-ラーニングプログラムダイジェスト版 Web サイトをご参照ください。

SCORE 提案募集 <http://www.jst.go.jp/start/score/jigyo/index.html>

e-ラーニングプログラムダイジェスト版 <https://edu.citiprogram.jp/jstshinsei.html>

受講登録および受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。受講登録後速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることおよび修了証に記載されている修了証番号 (修了年月日の右隣にある Ref #) を申告してください。申告期限は、2 次申請 (審査申込) 締切 (平成 30 年 6 月 25 日 (月) 正午) と同じです。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

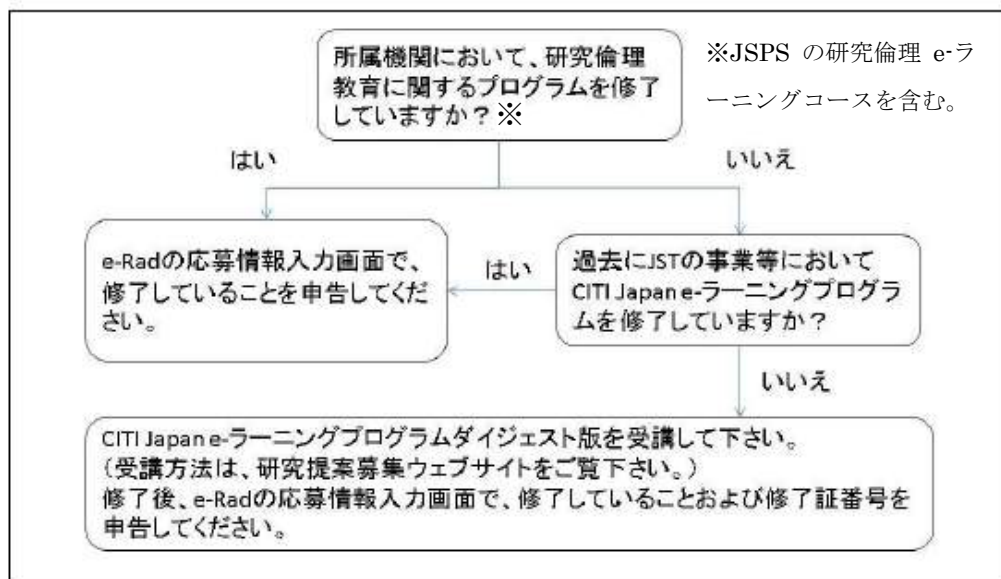
JST 監査・法務部 研究公正課 E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

■公募に関する相談窓口

JST 産学連携展開部 START 事業グループ E-mail : start-score@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、申請者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



4.2 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

- 研究提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記 Web サイトをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

- e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜 JST のウェブサイトにおいて公開します。

また、採択課題の研究提案書は、採択後の研究推進のために JST が使用します。

- e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Rad への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

4.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人（国立研究開発法人含む。）の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本制度において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本制度への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合は速やかに本制度の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○過度の集中に対する措置

本制度に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないう程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（※研究者の全仕事時間※¹に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本制度への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本制度の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

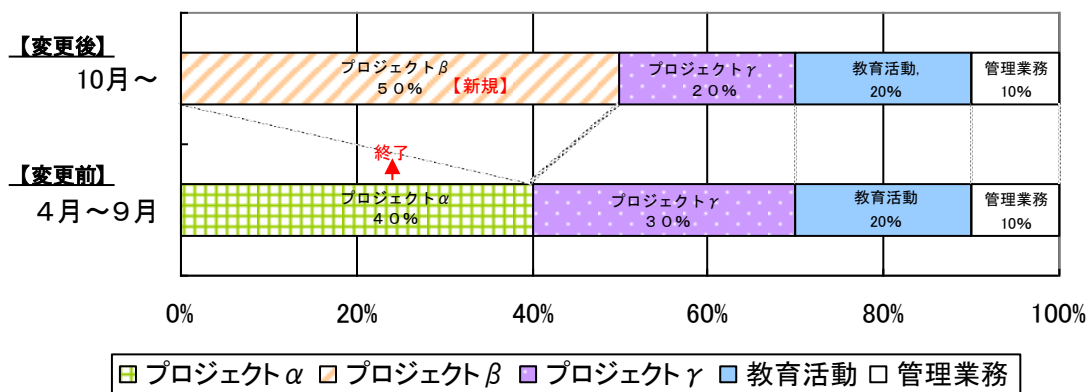
※1 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。（下記参照）

エフォートの考え方

エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」※1を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切られ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。

※1 「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成29年6月22日改正）

○ 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

○ 他府省を含む他の競争的資金の応募受入状況

科学研究費補助金等、国、独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けて

いる場合（応募中のものを含む）には、研究提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます。

上記記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

- 申請者が平成 29 年度および平成 30 年度に他の制度・研究助成等で 1 億円以上の資金を受給する予定の場合は、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨に照らして、総合的に採否や予算額等を判断します。複数の制度・助成で合計 1 億円以上の資金を受給する予定の場合は、これに準じて選考の過程で個別に判断します。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業での研究提案が選考から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。本募集の選考途中で他制度への応募の採否が判明した際は本制度の事務担当まで速やかに連絡してください。

4.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

（１）研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（ｉ）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ii）申請及び参加^{※１}資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※２}に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※１「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※２「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間※ ³ (原則、補助 金等を返還した年度の翌年 度から※ ⁴)
1. 不正使用を行った研究者及 び共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10 年
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、行為の 悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の 悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段によ り競争的資金を受給した研究 者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与してい ないが善管注意義務に違反し て使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究 者の義務違反の程度に応じ、 上限2年、下限1年

※ 3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※ 4 不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本制度において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本制度への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省において原則公表することとします。JST においても、当該不正事案の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表します。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL をご参照ください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(2) 他の競争的資金制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期

間中、本制度への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成30年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。
なお、平成29年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度については、以下URLをご覧ください。

【URL】 http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin29_seido_ichiran.pdf

なお、上記の取扱及び対象制度は変更される場合がありますので、適宜ご確認ください。

(3) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.5 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本制度の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）※¹の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、
以下ウェブサイトをご参照ください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本制度の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、研究開発契約締結日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、e-Rad を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成30年4月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

で、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常 2 週間程度を要しますので十分御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記ウェブサイトを示された提出方法の詳細とあわせ、以下のウェブサイトを御覧ください。）

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

- (3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について
研究機関は、本制度への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年 8 月 26 日文部科学大臣決定）※¹を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※¹ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- (4) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本制度の応募に当たり、各研究機関（研究代表者が所属する研究機関および研究開発を再委託する場合はその研究機関も含む）は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の応募は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、平成 30 年 6 月 5 日（火）までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。

ただし、平成 30 年 4 月以降、別途の機会で研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトを御覧ください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分に御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトを御覧ください。）

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

(5) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本制度において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本制度の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本制度による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本制度への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者			特定不正行為の程度	応募制限期間(不正が認定された年度の翌年度から※)
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10 年
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者			2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年

と同等の責任を負うと認定された者)	当該分野の研究の進展への影響 や社会的影響が小さく、又は行為 の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年
-------------------	--	------

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本制度への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本制度において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表し、JST においても、当該不正事案の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(6) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本制度への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、交付申請手続きの中で、実施責任者は、本制度への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

4.6 人権の保護および法令等の遵守への対応について

研究構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。

特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等の主なものは以下の通りです（改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください）。このほかにも研究内容によ

って法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成 12 年法律第 146 号)
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針(平成 13 年文部科学省告示第 173 号)
- ・ ヒト E S 細胞の樹立及び分配に関する指針(平成 21 年文部科学省告示第 156 号)
- ・ ヒト E S 細胞の使用に関する指針(平成 21 年文部科学省告示第 157 号)
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成 13 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号)
- ・ 疫学研究に関する倫理指針(平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号)
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)
- ・ 臨床研究に関する倫理指針(平成 15 年厚生労働省告示第 255 号)
- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成 10 年厚生科学審議会答申)
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 28 号)
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号)
- ・ 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号)

なお、文部科学省における生命倫理および安全の確保について詳細は下記 URL をご参照下さい。

- ・ ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権および利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

4.7 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。
- 日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

○ 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品(MVP)などの技術情報を、紙・メール・CD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

○ 経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般) <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター <http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

4.8 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

- ・ JST バイオサイエンスデータベースセンター(NBDC※)では、国内の生命科学分野の研究者が生み出したデータセットを丸ごとダウンロードできる「生命科学系データベース アーカイブ」(<http://dbarchive.biosciencedbc.jp/>)を提供しています。また、ヒトゲノム等のヒト由来試料から産生された様々なデータを共有するためのプラットフォーム「NBDC ヒトデータベース」(<http://humandbs.biosciencedbc.jp/>)では、ヒトに関するデータを提供しています。
- ・ 生命科学分野の皆様の研究成果データが広く長く活用されるために、NBDCの「生命科学系データベース アーカイブ」や「NBDC ヒトデータベース」へデータを提供くださるようご協力をお願いします。
- ・ 問合せ先：JST NBDC
生命科学系データベース アーカイブについて... [dbarchive“AT”biosciencedbc.jp](http://dbarchive@biosciencedbc.jp)
NBDC ヒトデータベースについて... [humandbs“AT”biosciencedbc.jp](http://humandbs@biosciencedbc.jp)
(上記アドレス“AT”の部分を変えてください)

- ※ バイオサイエンスデータベースセンター (<http://biosciencedbc.jp/>) では、我が国の生命科学系データベースを統合して使いやすくするための研究開発やサービス提供を行っています。研究データが広く共有・活用されることによって、研究や開発が活性化されることを目指しています。

4.9 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

4.10 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会）

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm) において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関及び研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.11 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」という。）を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本制度により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んで下

さい。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスをとる必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」
(平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

- 競争的資金における使用ルール等の統一について

(平成 29 年 4 月 20 日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouruuru.pdf

- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」 <https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

JST では基礎研究から産学連携制度他、多様な研究開発制度を実施しており、これまでに多くの研究開発成果が実用化されています。そのうち、研究開発基盤(研究開発プラットフォーム)の構築・発展を目指した JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。研究開発を推進するにあたり、新たに検討される研究開発ツールがございましたらご参照頂ければ幸いです。詳細は <http://www.jst.go.jp/sentan/> をご覧下さい。

(※ Web レイアウトを更新する場合がありますので、あらかじめご了承ください)

62

5. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について

5.1 e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について

○府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

※e-Rad は平成 30 年 2 月 28 日（水）から、新システムに移行しました。

ユーザビリティ改善の観点から、画面デザイン、メニュー構成等が全面的に新しくなりました。

新システムのマニュアルは、e-Rad ポータルサイトに掲載しています。

主な変更点についても記載しておりますので、必ず御確認ください。

○e-Rad を利用した応募方法

2 次申請（審査申込）への応募は e-Rad を通じて行っていただきます。応募の流れについては「2.7 SCORE の進め方・流れ」を参照してください。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

（i）e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録

応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②研究者情報の登録

研究機関は研究代表者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

(ii) e-Rad での応募申請

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

<注意事項>

- ① 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は【10MB】です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に JST 産学連携展開部 START 事業グループに問い合わせてください。
- ② 作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。
(e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。また、お使いの PC で利用できる PDF 変換ソフトのダウンロードも可能です。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。)
- ③ 応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、研究者による応募申請の提出後、応募のステータスが「研究機関承認待ち」となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。
- ④ 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関受理待ち」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、提出締切日時までに、研究機関の承認が行われる必要があります。

提出締切日時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、JST 産学連携展開部 START 事業グループまで連絡してください。

(iii) その他

応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。) 応募書類の差替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

○その他

(i) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(ii) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問合せは JST にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

ウェブサイト及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況や採否に関する問合せには一切回答できません。

制度・事業や提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合せ	JST 産学連携展開部 START 事業グループ SCORE 担当	E-mail : start-score@jst.go.jp ※緊急時を除き、電子メールでお願いします。 電話番号 : 03-5214-7054 受付時間 : 10:00～17:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。
e-Rad の操作方法に関する問合せ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル) 午前 9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。

○ START の Web サイト : <http://www.jst.go.jp/start/> ○ e-Rad ポータルサイト : <http://www.e-rad.go.jp/>

(iii) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

5.2 e-Rad による応募方法の流れ

本制度においては、導入セミナー・ワークショップ受講等の結果を反映させて申請書の改善を行った上で、「2次申請（審査申込）書の提出」を実施していただきます。

ただし、導入セミナー・ワークショップまでに1次申請（セミナー・ワークショップ参加申込）書の電子メールによる提出は必須とします。

以下、e-Rad を利用した応募の流れを示します。

(1) 研究機関、研究者情報の登録

ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、研究機関の事務代表者による登録が必要です。

2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。



(2) 2次申請（審査申込）書の作成

導入セミナー・ワークショップを受講後、「3.6 申請書一覧（27 ページ）」及び下記に記載されている申請書を作成します。様式 4 の項目 1 から項目 7 まで、様式 2、様式 3 は、1 次申請（セミナー・ワークショップ参加申込）の際にも作成していますが、必要に応じて内容を修正してください。

<e-Rad における応募情報ファイル>

- ①様式4：2次申請書
- ②様式2：ビジネスモデル仮説検討書
- ③様式3：活動予算案

※①～③を PDF 形式で1つのファイルに結合し、サイズは合計 10 MB 以下としてください。

<e-Rad における参考資料>

④プロジェクトに参画する者について、専門分野、研究開発経歴等がわかる略歴等の資料
※Word 形式（様式自由）で作成し、全員分を zip ファイルにまとめてください。

⑤外注費の合計額が直接経費の 50%を超える場合は、その理由がわかる研究開発費理由書
※Word 形式（様式自由）で作成してください。



(3) 2次申請（審査申込）書情報の入力と提出

e-Rad にログインし、必要事項を入力の上、申請書をアップロードします。28 ページをご参照ください。

e-Rad による申請書のアップロード等は2次申請（審査申込）締切の数日前に余裕をもって行ってください。締切間際はシステムが混雑し、アップロードに時間がかかる場合があります。

5.3 具体的な操作方法と注意事項

○ 事前に研究者登録が必要です。

詳細は「5.1 (i) e-Rad 使用に当たる事前登録」をご参照ください。

○ e-Rad への情報入力は、募集締切から数日以上余裕を持ってください。

e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。募集締切の十分前に余裕を持って e-Rad への入力を始めてください。

○ 入力情報は「一時保存」が可能です。

応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。詳細は e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」（<http://faq.e-rad.go.jp/>）をご参照ください。

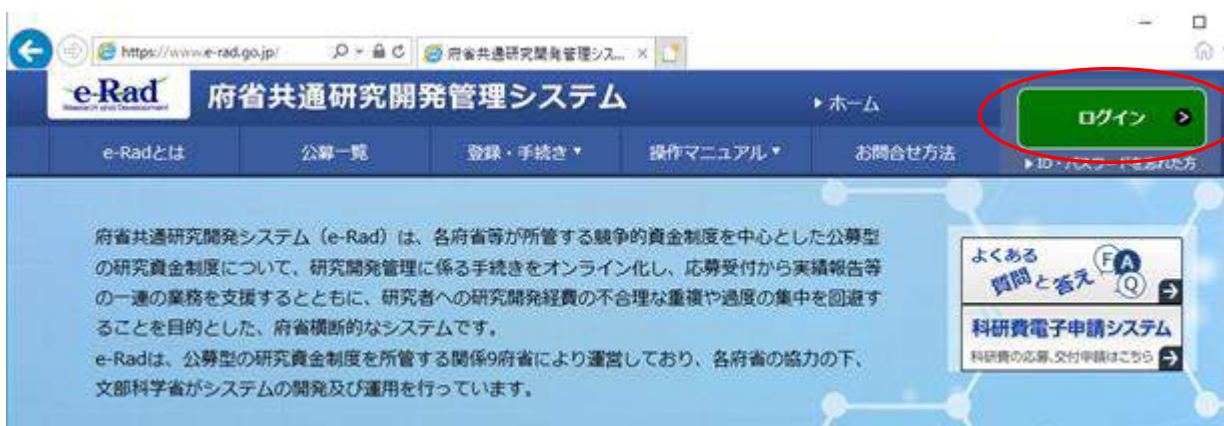
■ 応募情報の入力

- * 「申請書①②③」からの転記箇所は、指示通りの箇所をコピー・貼り付けするなどして正確に転記ください。
- * 「申請書①②③」を修正した場合、e-Radにも最終の情報が転記されているかご確認ください。

【e-Rad ポータルサイト】画面

<https://www.e-rad.go.jp/>

右側の「ログイン」をクリック



【e-Rad ログイン】画面

e-Rad 上の「研究代表者」のログイン ID、パスワードを入力し、ログインをクリック

※以後、ID・パスワードの該当者情報が研究代表者欄に自動的に表示されます。



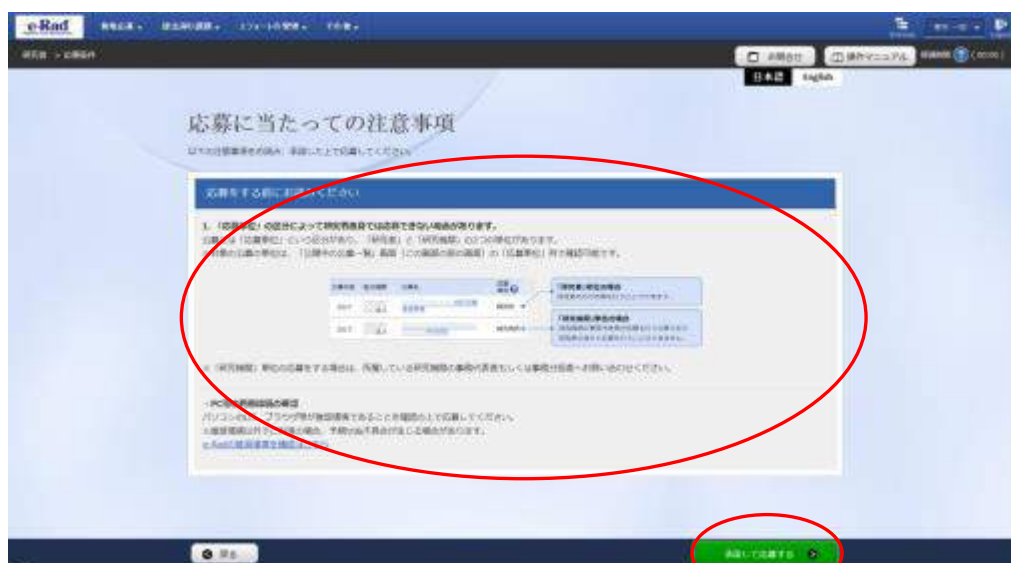
【応募採択課題情報管理】画面

1. 新規応募-公開中の公募一覧を選択し、「公開中公募一覧」画面を表示
2. 検索条件に **START** と入力して「検索」をクリック
3. 表示される公募から「**START 社会還元加速プログラム (SCORE) 2018**」の「応募する」ボタンをクリック



【応募に当たっての注意事項】画面

画面に表示される注意事項を確認の上、「承諾して応募する」をクリックする。



【応募（新規登録）】画面

- ・課題 ID：自動採番
- ・研究開発課題名：「様式 4」の「研究開発課題名（公開用）」を転記

・「基本情報」タブ

研究期間（西暦）：開始 2018、終了 2018

研究分野（主）：「細目名」「キーワード」を選択

その他のキーワードを設定する：記入不要

研究分野（副）を設定する：記入不要

研究目的：「様式 4」の「研究開発課題名（公開用）」を転記

研究概要：「様式 4」の「研究開発の概要（公開用）」を転記

申請書類のアップロード

結合した「申請書①②③」を応募情報ファイルにアップロード

参考資料：申請書④プロジェクトに参画する者について、

専門分野、研究開発経歴がわかる略歴等

参考資料：申請書⑤研究開発費理由書

(外注が間接経費を除く申請額の半額以上になる場合は必須)

を該当する参考資料部分にそれぞれアップロード

研究概要

必須

基本情報-申請書類

名称	形式	サイズ	ファイル名
応募情報ファイル	[pdf]	10MB	参照 クリア 削除
参考資料 プロジェクトに参画するものについて、専門分野、研究開発経歴等がわかる略歴等	[その他]	10MB	参照 クリア 削除
参考資料 (外注費が直接経費の50%を超える場合) 研究開発費理由書	[Word (DOC, DOCX)]	10MB	参照 クリア 削除 アップロード

- ・「研究経費・研究予算」タブ：

「様式3」をもとに、「2.年度別経費内訳」に各経費の要望予算額を転記

応募（新規登録）

応募を行うに当たって必要となる各種情報の入力を行います。
画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすると各タブでの入力欄が表示されます。
各タブの必要な項目をすべて入力し、「入力内容の確認」をクリックしてください。

公募年度／公募名

2018年度 / START 社会還元加速プログラム（SCORE） 2018

課題ID／研究開発課題名

必須

XXXXXXXX /

基本情報

研究経費・研究組織

個別項目

応募・受入状況

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。
「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

1.費目ごとの上限と下限 (単位：千円)

	上限	下限
直接経費	(設定なし)	(設定なし)
間接経費	(直接経費の30%)	-

2.年度別経費内訳 (単位：千円)

		合計
直接経費	直接経費	千円
	小計	千円
間接経費	間接経費	0 千円
	合計	千円

研究組織

機関：入力されていない場合、入力
 専門分野：入力されていない場合、入力
 役割分担：入力されていない場合、入力
 直接経費(千円)：入力されていない場合、入力
 エフォート(%)：SCOREでのエフォートを入力（エフォートの定義は50～51ページを参照）

間接経費	間接経費	必須	0千円
合計			千円

研究組織

1.申請額（初年度）の入力状況

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。
 ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度の金額と一致するように入力してください。

(単位：千円)

	初年度の申請額	研究者ごとの金額合計	差額
直接経費	0千円	0千円	0千円
間接経費	0千円	0千円	0千円

2.研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究者ごとの金額合計」に反映されます。

行の追加

選択行の削除

研究者を検索	研究者番号 氏名	研究機関 部局 職/職階 必須	専門分野 学位 役割分担 必須	直接経費 間接経費 (千円) ? 必須	エフ ォ ー ト (%) 必須	閲覧・ 編集権限	削除	移動
	代表者 XXXXXXXX ○○ ○○○ (△△△△ △△ △△)	○○機関 ○○○○○部 ○○長/○○クラス	なし ▼	千円 千円				

行の追加

選択行の削除

研究組織内の連絡事項を登録する

▼ 任意項目を表示

・「個別項目」タブ：確認事項をチェック

応募（新規登録）

応募を行うに当たって必要となる各種情報の入力を行います。
画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすると各タブでの入力欄が表示されます。
各タブの必要な項目をすべて入力し、「入力内容の確認」をクリックしてください。

公募年度／公募名	2018年度 / START 社会還元加速プログラム (SCORE) 2018
課題ID／研究開発課題名	XXXXXXX /

基本情報

研究経費・研究組織

個別項目

応募・受入状況

所属区分	必須	☐ 国大 公大 私大 独法・国立研究開発法人 高専 その他
所属機関	必須	
所属部署	必須	
役職	必須	
連絡先区分	必須	☐ 勤務先 ☐ 自宅 ☐ その他
連絡先郵便番号（半角英数字）	必須	
E-mailアドレス（半角英数）	必須	
参加形態	必須	☐ 兼任 ☐ 専任
〔確認〕「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。	必須	☐ 内容を理解し、遵守することを誓約します。
〔確認〕「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。	必須	☐ 不正行為並びに不正使用を行わないことを誓約します。
〔確認〕本研究提案が採択された場合、研究活動の不正行為(採否、改ざん及び盗用)並びに研究費の不正使用を行わないことを誓約しますか。	必須	☐ 不正行為並びに不正使用を行わないことを誓約します。
〔確認〕本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約しますか。	必須	☐ 不正行為が行われていないことを誓約します。
〔確認〕研究管理に関する教育プログラムの修了状況について回答してください。 (CITI=CITI Japan e-ラーニングプログラム)	必須	☐ 所属機関のプログラム(CITI含む)を修了している ☐ JST事業等でCITIを修了している ☐ CITIダイジェスト版を修了している(修了証番号を入力) ☐ 未修了・修了次第、JSTへ連絡する(第2次申請締切日まで)
〔確認〕CITIダイジェスト版を終了している場合、修了証番号を入力してください。(該当者は必須)		
〔アンケート〕本公募を知ったきっかけは(複数回答可)	必須	☐ e-Rad募集一覧 ☐ START事業プロモーター ☐ START研究代表者、研究参加者、事業化支援者 ☐ 公募説明会 ☐ 研究機関からの案内 ☐ 学協会からの案内 ☐ JSTのメールマガジン等 ☐ JSTのホームページ ☐ 知り合い、口コミ ☐ 公募要領 ☐ その他

全てのタブ入力後、「入力内容の確認」ボタンをクリックしてください。



【応募（入力内容の確認）】画面

- 入力されている内容に修正すべき箇所が存在しない場合は、内容に誤りがないことを確認した上で、「この内容で提出」ボタンをクリックしてください。ボタンをクリック後、研究に参加するメンバー宛に、応募課題に研究分担者として登録された旨のメールが送信されます。

【応募の提出完了】画面

・正しく提出が行われると、「応募申請を受け付けました」という画面が表示されます。この時点で、応募課題の情報が研究機関の事務代表者に対して提出されることになり、以上で、研究者として応募を行うための操作は完了です。



※e-Rad の提出締切は研究機関から JST への提出時刻となります。研究者の操作完了後、e-Rad に登録された研究機関の事務代表者の承認が行われて、研究機関から JST に提出となります。締切までに事務代表者の承認が行われないと、JST に申請書が提出されませんので、研究者の操作は締切より余裕をもって行い、事務代表者とも連絡をとりあうことを推奨しています。

Q & A

【社会還元加速プログラム（SCORE）の目的等】

本プログラム（SCORE）の目的は何か。

本プログラムは、成長ポテンシャルの高い大学等発ベンチャー企業の創出を促進するため、優れた技術シーズの社会還元を加速、充実させることを目的とします。そのために、優れた技術シーズをもとにしたビジネスモデル仮説の立案、及び検証を行い、起業や START への申請等に繋げて社会還元を加速させるための支援を行います。

【申請要件・方法等】

申請者は機関の長の承認を得なければならないのか。

不要です。ただし、申請書の提出時に、e-Rad 上で所属機関の事務代表者の承認が必要です。

複数機関による共同申請は可能か。

研究代表者の所属機関より申請をお願いします。申請者以外に中心的な役割を担う共同研究者等がいる場合は、「(様式1) 2. 推進体制」に記載してください。また、再委託の実施は認めておりません。

海外機関に所属する研究者、もしくは日本国内で研究活動を行う外国人の申請は可能か。

海外機関に所属する研究者は申請できません。日本国内の大学等に所属する外国人であれば、申請が可能です。

すでにベンチャーを起業した研究者の申請は可能か。

すでに起業したベンチャー企業への技術導出が目的であれば本制度の趣旨と異なり、申請はできません。ただし、応募の要件を満たす限りにおいて申請は可能であり、既に立ち上げたベンチャーにて研究開発を行うことができない合理的な理由と根拠を明確に提示いただく必要があります。

学生の申請は可能か。また、参加できるか。

JST は採択後に大学等と委託研究開発契約を締結するので、大学等と雇用関係にない学生が研究代表者として申請することはできません。ただし、研究開発機関の了解が得られれば、EL やその他参画者として参加することは可能です。

公益財団法人に所属する研究者の申請は可能か。

一般財団法人、公益財団法人、社団法人等からの申請はできません。

地方独立行政法人に所属する研究者の申請は可能か。

可能です。

同じ技術シーズ（原権利）を用いて、他の公募へ申請することは可能か。

可能ですが、プロジェクト選定の際には、重複調査を実施します。また、「4.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置」等についてあらかじめご留意ください。

プロジェクトに参画しない発明者、出願人が含まれる原権利（特許）を用いて申請が可能か。

可能ですが、事業化に妨げが無いことを確認させていただきます。具体的には、他者との共願特許、その他妨げとなる知財が無いこと、そのように知財戦略を構築できることが将来起業するベンチャー企業にとって重要です。この点が満たされていない原権利（特許）は審査において厳しい評価を受ける可能性があります。

昨年度の SCORE に申請した結果、不採択となったが、今回再度申請することは可能か。

申請可能です。ただし、申請にあたっては、前回申請時からの環境変化や新たに得られた知見等を加味いただくよう努めてください。

「2次申請（審査申込）」だけの申請は可能か。

「1次申請（セミナー・ワークショップ参加申込）」と「2次申請（審査申込）」の両方が必須となります。

1次申請（セミナー・ワークショップ参加申込）は、参加必須である「導入セミナー・ワークショップ」への参加申込となります。※導入セミナー・ワークショップ不参加の場合、2次申請（審査申込）はできませんのでご注意ください。

2次申請（審査申込）は、上記導入セミナー・ワークショップでの内容を踏まえ、ワークショップを基に作成したビジネスモデル仮説も加えた申請を行うこととなっており、研究開発費配賦および研修に参加頂く研究開発チームを選定するための採択審査への申込となります。

申請書は直接持参して提出することは可能か。

1次申請（セミナー・ワークショップ参加申込）は電子メール提出のみで、2次申請（審査申込）はe-Radのみで受け付けます。直接持参いただいても一切受け付けません。また、郵送や宅配便（バイク便含む）での提出も受け付けません。

ただし、審査に必要な書類の追加提出をお願いする場合がありますので、その追加資料等に関し、郵送や宅配便（着払い不可）での提出を可とすることもあります。

申請書の受領書はもらえるのか。

申請書の受領書はありません。1次申請（セミナー・ワークショップ参加申込）は電子メール到着後、翌営業日中に受領通知を送信者に対して電子メールにて返信します。2次申請（審査申込）はe-Radにて申請いただきますが、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていればJSTに申請書を提出できたことが確認できます。

申請書の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいのか。

直接、JSTにお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等については電子メール又は電話によりお願いします。

支援対象とならない技術分野はあるのか。

MVPを期間内に提示可能で、安全に顧客評価が可能である技術分野を支援対象としますので、顧客提示可能な状況とするまでに、支援期間以上の製作時間を要する技術や、顧客評価に際して安全性等の検証のために事前に許認可等が必要な技術は対象外となります。

なおMVPは、事業仮説（想定ニーズ）の検証ができれば必須機能が欠如していてもかまいませんので、最小限の機能に絞り込んだ試作物等を製作する時間と顧客評価の時間をご検討ください。

より、具体的には支援開始後、Demo Dayまでの期間内（4ヶ月程度）でMVPを製作かつ、顧客候補の評価結果を1回以上得ることが出来ない技術は対象外となります。また、創薬研究等については安全性の検証のために、薬事法ならびに「4.6 人権の保護および法令等の遵守への対応について」に記載の法令等が整備されており、それらを満たさない状況下でヒトへの臨床試験等は行ってはならず、かつ、前臨床試験段階の研究では本制度の支援の趣旨に馴染まないため対象外となります。

ELの対象範囲はどこまでか。

研究代表者と共に、起業に向けた活動を行って頂く起業志望者等がELとなります。

対象者としては、事業化経験のある方が望ましいですが、研究室のポスドクやURA、他学部を含めたOB・OG、その他、起業時の経営人材候補となる方となりますが、SCOREの各種プログラムに熱意を持って、十分にエフォートを確保して参加頂けることが条件となります。エフォートの定義については50～51ページを参照ください。

また、ビジネスモデル仮説策定および顧客候補への説明、検証等に際して必要となる対象技術シーズ（原権利）の知識等を有していることが必要となります。

既存企業に勤める協力者をELとした場合、氏名や所属等は公表されるのか。

採択時には研究代表者の氏名や所属等をJSTが公表しますが、ELの氏名や所属等の公表は予定していません。ただし、その後の集合研修や発表等にELはご出席いただきますので、参加者同士で公知となることは妨げられないものとご理解ください。

研究代表者、ELともに導入セミナー・ワークショップ日程に参加できない場合はどうなるのか。

導入セミナー・ワークショップについては参加必須となります。導入セミナー・ワークショップ不参加の場合、2次申請（審査申込）はできませんのでご注意ください。

研究代表者とELの両名のご出席を想定していますが、どうしても1名しかご出席できない場合、出席者が欠席者に内容を詳細に伝え、欠席者は十分に内容を理解していただくことを求めます。

ワークショップを基に作成するビジネスモデル仮説も、研究開発費配賦および研修に参加頂く研究開発チームを選定するための採択審査資料となりますので、どうしても2名とも都合がつかない場合は、次年度以降にあらためてご検討いただければ幸いです。

導入セミナー・ワークショップの参加に係る費用は支給されるのか。

導入セミナーとワークショップへの参加費用は無料となっておりますが、会場までの交通費や宿泊費、食事代その他実費に掛かる費用は自己負担となります。

特許化前の技術シーズ（原権利）で応募できるか。

特許化前の技術であっても、審査により、支援の必要性が認められる場合には、支援の対象となります。ただし、想定顧客に評価を依頼するMVPによる新規性の喪失等がないよう細心のご注意ください。また特許法第30条の例外適用を想定するよりも、事前に必要な特許出願等、知財の権利確保をしておくことが望ましく、両者を比較した場合、審査にあたっては権利化を行っている申請のほうが有利となります。

民間企業から大学に転籍した研究者であり、大学での原権利（特許）は未取得だが、過去に行った発明で民間企業が原権利を保有する特許があり、それをもとに研究代表者として申請することは可能か。

本制度は大学等発ベンチャー創出を目指す START 中の支援制度であり、企業が保有する特許を自らの原権利としての申請はできません。

【本支援による活動等について】

ブラッシュアップ研修に参加できない場合はどうなるのか。

ブラッシュアップ研修は宿泊研修、集合研修（3回）、個別メンタリングとなる予定です。宿泊研修、集合研修には研究代表者とELのチームでの参加を原則と致しますが、やむを得ない事情がある場合は事前にJSTの許可を得て、どちらか一方のみの参加での対応も可能とします。その場合、参加者は欠席した方に対してのフォローを行って頂くと共に、欠席された方に対してJSTからレポートをお願いすることがあります。

Demo Dayの日程は決まっているのか。

Demo Dayの日程は未確定ですが、決定後、採択者にお知らせします。研究代表者とELのチームでの参加を原則と致しますが、やむを得ない事情がある場合は事前にJSTが許可する場合は、どちらか一方のみの参加での対応も可能とします。ただし、ご欠席理由の詳細およびエビデンスを求める可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

プロジェクト実施中に発明した特許の帰属はどうなるか。

産業技術力強化法第 19 条（日本版バイドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。

大学等がメンターから不利な条件を要求される等の事態が生じた場合はどこに相談すればよいか。

JST に事業相談窓口を設置します。メンターとの活動等において、著しく大学等の権利が侵害される恐れがある、もしくは侵害されている等の事態が生じた場合は、各大学等から、直接上記相談窓口までお問い合わせください。

個別メンタリングはどのように行うのか

対面での実施が望ましいですが、想定顧客の紹介依頼や顧客評価の結果相談、MVP改良やピボットの相談等について、月に二回といった一定の頻度で実施いただくことが効果的です。skypeなどのWeb会議システムを利用することも可能です。

研究代表者が起業することは可能か。

ブラッシュアップ研修期間中での起業は想定していませんが、本支援終了後、START「プロジェクト支援型」を経ずに直接起業いただくことは問題ございません。その際、大学等が定める兼業規程、利益相反規程等を遵守いただく必要があります。

【経費全般】

経費の使用に関して、注意すべき点はあるか。

本プログラムを遂行する場合には、研究開発費は国民の税金が原資であることを鑑み、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければなりません。

また、経費の使用に際しては、事務的に以下の事項に留意して下さい。

- ・ 経理処理は、会計年度、流用制限などの区分管理、本プログラムとその他の事業との区分管理など、通常の商取引や商慣習とは異なります。
- ・ 業務日誌等の帳票類の整備、取得財産の管理方法など通常の経理処理とは違った業務管理、経理処理等が必要になります。委託研究開発費の精算等の当日になって資料がないということにならないよう、十分注意してください。

研究開発費の管理について、ルールは定められているか。

文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分する研究資金の管理については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が定められていますので、ご参照ください。

（参考）研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm

研究開発費の費目間の流用はできるか。

本制度の目的に合致することを前提に、費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を直接経費総額の 50%以内としています。

間接経費は措置されるか。

原則として直接経費の30%相当を直接経費とは別に間接経費として措置します。

「間接経費」とはどのようなものが該当するか。

間接経費は、本事業を獲得した研究者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当してください。具体的には、本事業の研究の遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とします。

1) 管理部門にかかる経費

－施設管理・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費
等

2) 研究部門にかかる経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－特許関連経費

－研究棟の整備、維持及び運営経費

－実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－設備の整備、維持及び運営経費

－ネットワークの整備、維持及び運営経費

－大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

－大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

－図書館の整備、維持及び運営経費

－ほ場の整備、維持及び運営経費

等

3) その他の関連する事業部門にかかる経費

－研究成果展開事業に係る経費

－広報事業に係る経費

等

このほか、機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断する経費が対象となりますが、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

研究開発費はどのように振り込まれるか。

委託研究開発契約書を取り交わした研究開発機関から、「請求書」により請求していただきます。
なお、必要な経費は委託研究開発費受領後に支出するか、機関が立て替えて委託研究開発費受領後に精算してください。機関が立替払いをした場合でも、JST は、支出の日以後における利息の負担は致しませんのでご了承下さい。

特許経費は支出できるか。

本研究開発期間における研究開発成果に基づいた新規特許（新権利）の出願・登録・維持・保全・特許出願に係る弁理士への相談に必要な費用は、原則として間接経費等から支出してください。また国際特許出願についても同様ですが、権利が大学に帰属している特許については、JST が運営する「特許出願支援制度」(※) も活用できますので、ご相談ください。

※ <http://www.jst.go.jp/chizai/tokkyoka.html> 参照

なお、ベンチャー企業の創出に向けた事業戦略を構築するための特許調査の費用は研究開発費から支出できます。

ブラッシュアップ研修の宿泊研修について、旅費はどのように積算すればよいか。

ブラッシュアップ研修の一つである宿泊研修（16 ページ）に関しては、研究開発拠点から宿泊施設までの往復旅費のみを研究開発チームとして積算してください。なお、宿泊施設は関東地方を予定しています。

SCORE に従事する研究者等が SCORE 以外の業務を行うことはできるか。また、SCORE に従事する研究者等について、裁量労働制を適用することはできるか。

SCORE に従事する研究者等に専念義務はございません。但し、勤務時間の管理については、研究開発機関が定める規則等に従うものとしておりますので、研究開発機関の規則等に沿っていることが前提となります。勤務時間の一部を本プログラムの研究開発に充てる勤務形態（非専従）の場合、裁量労働制であれば実際の従事率で管理を行い、時給制等の場合、作業日報等により従事日数・時間等で適切に管理してください。

翌年度以降の研究開発実施のために、当該年度に使用しない消耗品を購入することはできるか。

できません。

本制度では研究開発期間は年度末までとしますが、支援の趣旨から、原則として、第4四半期の DemoDay までに必要とした MVP 製作費等の経費を支出可能な対象としています。したがって、本来的に、年度末に大量に消耗品を購入されることは想定していません。MVP 製作費等の迅速かつ計画的な経費の執行に努めてください。

自機関の施設等の使用料は支出できるか。

機関内の施設等の場合、基本的には、機関が管理・運営すべきものであり、当該経費を支出することは好ましくありません。ただし、本制度に専用に使用する場合、かつ機関の規定等により使用料が課せられている場合は、維持管理相当分のみ当該経費の支出を証拠書類をもとに認める可能性がありますので、個別にご相談ください。

本事業として出席を求める説明会や進捗の評価への出席等、JST との打ち合わせ・会議等への旅費は支出できるか。

進捗の評価や説明会出席等、本プロジェクトの事業計画に基づいた事業の実施と直接関係があるものには支出できます。

府省共通経費取扱区分表について。

本制度では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については、下記 URL の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kubunhyo.pdf>

複数年度に渡る物品のリース・レンタル契約を結ぶことはできるか。

本制度による支援期間は単年度なので不可能です。

大学等に所属するコーディネータ等産学官連携従事者の旅費、活動費を支出できるか。

本プログラムの趣旨に合致する事業化支援者等であれば、支出が可能です。

面識の無い顧客候補に訪問し、MVP を評価依頼するため、JST 社会還元加速プログラム (SCORE) EL の肩書きを記載した名刺を作成してよいか。

可能です。ただし、必要以上に大量の枚数を作成することや、不必要に高価な費用をかけること等は不適切と考えています。

一般消費者を対象としたビジネスモデルを考えており、MVP の評価の謝礼として図書券を渡すため、購入してよいか。

可能ですが、受け渡しの証拠（アンケート結果原本、受領サイン等）を整備、保管頂くことが必要です。一方で、すでに MVP を求めている、製品完成後にはその対価を支払う能力をもつアーリーアダプターを見つけ、無償での評価およびさらに具体的な評価結果を得る進め方も想定され、より適切なフィードバックをかけられ MVP 改良、ピボット等に資するものと考えています。

大学発新産業創出プログラム (START) 社会還元加速プログラム (SCORE) 平成 30 年度公募

詳細・申込みは、

START ホームページ(<http://www.jst.go.jp/start/>)

をご覧ください。

ホームページ

JST トップ <http://www.jst.go.jp/>

申請書ダウンロード等 <http://www.jst.go.jp/start/boshu/h30>

問い合わせ先

〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町

国立研究開発法人 科学技術振興機構

START 社会還元加速プログラム(SCORE)担当

TEL 03-5214-7054

FAX 03-3238-5373

E-mail start-score@jst.go.jp

